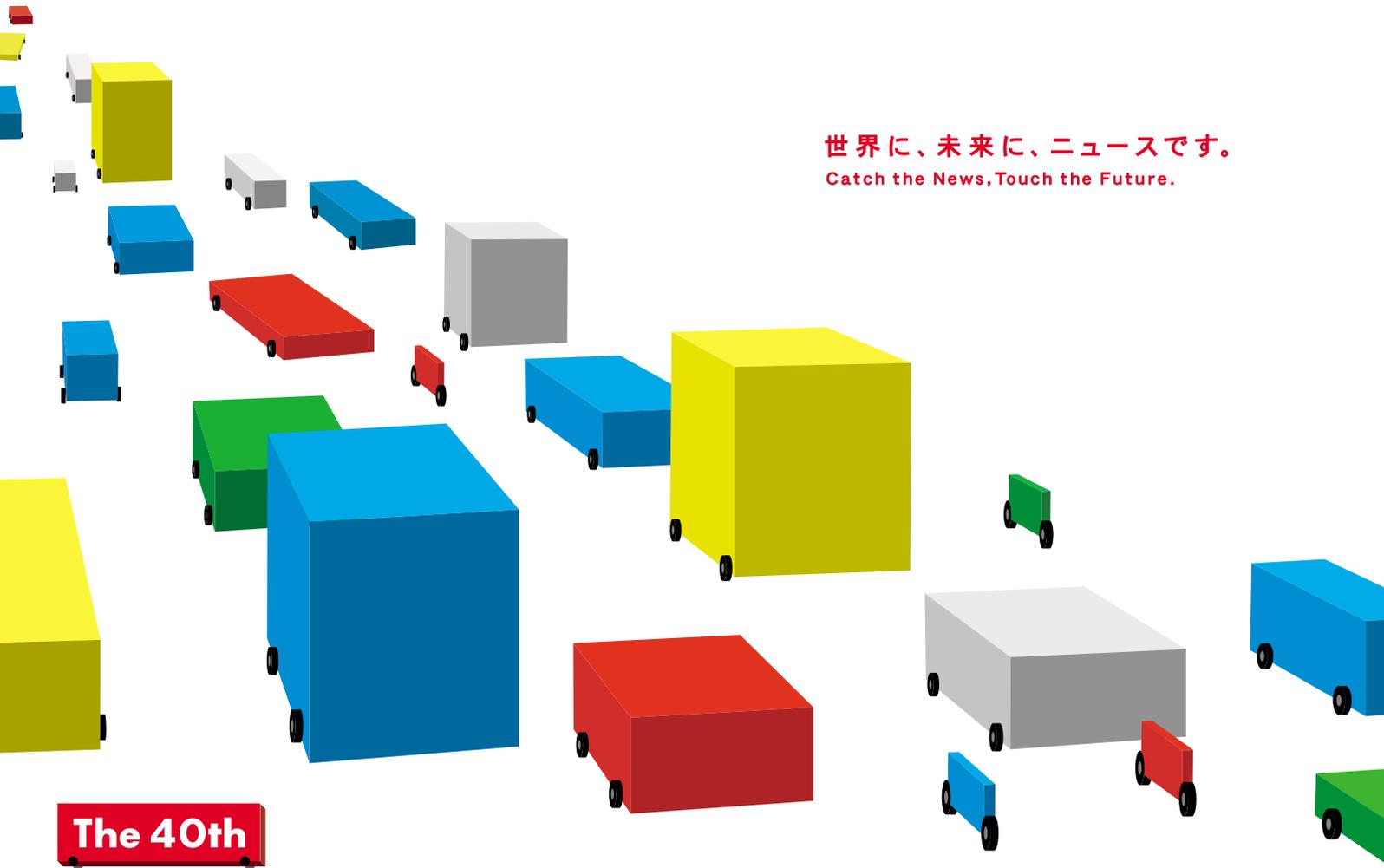


REGULATIONS
規程

世界に、未来に、ニュースです。
Catch the News, Touch the Future.



The 40th

THE 40TH TOKYO MOTOR SHOW 2007

第40回
東京モーターショー
2007



会期：平成19年10月26日(金)～11月11日(日) 会場：千葉市・幕張メッセ
Dates: October 26 (Fri.) - November 11 (Sun.), 2007 Location: Makuhari Messe, Chiba City

目次

CONTENTS

1. 開催要綱 P1~4

- 1-1 開催要綱
- 1-2 日程表
- 1-3 お問い合わせ先

2. 出品にあたってP5~10

- 2-1 出品者の資格
- 2-2 出品料
- 2-3 出品申込、出品料精算
- 2-4 小間の割当
- 2-5 ショー会場及び小間の展示・装飾
- 2-6 諸経費の負担と精算
- 2-7 来場者の保護並びに出品物の保全・維持管理
- 2-8 会期及び開場時間の変更
- 2-9 開催の中止
- 2-10 出品者ニュース
- 2-11 入場券・入門証
- 2-12 出品分類表
- 2-13 提出書類一覧
- 2-14 諸経費一覧

3. 乗用車・商用車・二輪車・車体部門に関する規程P11~16

- 3-1 出品物の条件
- 3-2 スペックボードの表示
- 3-3 展示構成
- 3-4 施設物の制限（床及び通路）
- 3-5 吊下げサインフラッグ
- 3-6 小間設計図の提出
- 3-7 展示規程図（乗用車部門）
- 3-8 展示規程図（商用車・二輪車・車体（屋内展示）部門）

4. 部品・機械器具部門に関する規程P17~18

- 4-1 出品物の条件
- 4-2 小間の基本構造
- 4-3 施設物の制限
- 4-4 部品・機械器具部門基礎小間図

5. 搬入・搬出P19~22

- 5-1 搬入・搬出
- 5-2 保税貨物の展示
- 5-3 廃棄物の処理

6. 施工P23~32

- 6-1 幕張メッセ施設諸元
- 6-2 展示ホール建物に係わる工作
- 6-3 床面工事（アンカーボルトの使用）
- 6-4 重量物の展示
- 6-5 二階建施設
- 6-6 天井吊下げ施工
- 6-7 消防上の規定

7. 設備P33~36

- 7-1 電気
- 7-2 給排水
- 7-3 臨時通信設備
- 7-4 アンテナ
- 7-5 出品者用控室
- 7-6 会議室

8. 小間の運営・演出P37~40

- 8-1 実演・演出
- 8-2 音響設備の運用
- 8-3 小間内勤務者
- 8-4 会場周辺の宣伝制限
- 8-5 調査・アンケート
- 8-6 物品の配布
- 8-7 飲食サービス

9. 規程の違反、解釈の疑義P40

10. 備考P87~93

- 10-1 (社)日本自動車工業会の概要
- 10-2 東京モーターショーの記録
- 10-3 幕張メッセについて
- 10-4 交通アクセス

CONTENTS (English)P41~P86

1. 開催要綱

1-1

開催要綱

1. 名称

第40回東京モーターショー2007

2. 主催

社団法人 日本自動車工業会

3. 共催

社団法人 日本自動車部品工業会

社団法人 日本自動車車体工業会

社団法人 日本自動車機械器具工業会

4. 総裁

寛仁親王殿下

5. 会長

張 富士夫（社団法人 日本自動車工業会会長）

6. 会期

平成19年10月26日(金)～11月11日(日)

(1) 報道関係者招待日 ……10月24日(水)、25日(木)

(2) 特別招待日(開会式) ……10月26日(金)

(3) 一般公開日 ……10月27日(土)～11月11日(日)

(車体部門〈屋外展示〉は10月30日(火)までとなります)

7. 開催時間(予定)

(1) 報道関係者招待日 …… 9時00分～18時00分

(2) 特別招待日(開会式特別招待者) …… 9時00分～18時00分

// (一般招待者) ……12時30分～18時00分

(3) 一般公開日(平日) ……10時00分～18時00分

// (土・休日) …… 9時30分～19時00分

(時間は止むを得ない場合は変更し、時には入場を制限することがあります)

8. 入場料(予定、消費税(5%)込)

一般 1,300円(前売1,100円、平日15時以降(当日会場売)1,100円)

中学・高校生 600円(前売 500円、平日15時以降(当日会場売) 500円)

小学生以下無料

9. 会場

千葉市 幕張メッセ

10. 後援(予定)

外務省、経済産業省、国土交通省、環境省、東京都、千葉県、千葉市、国際自動車工業連合会(OICA)、日本貿易振興機構(ジェトロ)

11. 協賛(予定)

日本自動車輸入組合、日本自動車研究所、日本自動車会議所、自動車技術会、日本自動車販売協会連合会、全日本交通安全協会、日本自動車連盟、日本損害保険協会、日本モーターサイクルスポーツ協会、全日本トラック協会、日本バス協会、全国軽自動車協会連合会、日本自動車整備振興会連合会、板硝子協会、日本アルミニウム協会、特殊鋼倶楽部、日本ゴム工業会、日本自動車タイヤ協会、石油連盟、電池工業会、日本鉄鋼連盟、日本電機工業会、日本電球工業会、電子情報技術産業協会、日本塗料工業会、日本ばね工業会、日本ファインセラミックス協会、日本プラスチック工業連盟、日本ベアリング工業会、日本陸用内燃機関協会、日本自動車教育振興財団(順不同)

| 内 容 | 日 程 | | 時間 (予定) |
|--------------------------------------|-----------------|-----------|---------|
| | 年 | 期 日 | |
| 出品申込締切 | 2006 (平成18年) | 10月20日(金) | — |
| 小間割決定通知 (乗用車・商用車・二輪車・車体部門) | | 12月下旬 | — |
| 小間割決定通知(部品・機械器具部門) | 2007 (平成19年) | 3月上旬 | — |
| 各種申込のご案内(出品者ニュース) | | 7月中旬 | — |
| 各種提出書類締切日① *Web申込み ・電気、保税 | | 8月16日(木) | — |
| 各種提出書類締切日② *Web申込み ・電話、給水、小間設計図、他 | | 9月6日(木) | — |

| | | | |
|--|-----------------|---------------------|--------------------------------|
| 【天井吊り事前施工】 ・車両部門の対象出品者に別途案内 | 2007 (平成19年) | 10月15日(月) | 12:00-18:00 |
| 【搬入期間】 ・乗用車、商用車、二輪車部門 ・車体(屋内展示)部門 | | 10月15日(月) | 18:00-24:00 |
| 【搬入期間】 ・部品・機械器具部門 | | 10月16日(火)~22日(月) | 0:00-24:00 |
| | | 10月23日(火) | 0:00-18:00 |
| 【報道関係者招待日(プレスデー)】 | | 10月17日(水) | 8:00-24:00 |
| | | 10月18日(木)~22日(月) | 0:00-24:00 |
| | | 10月23日(火) | 0:00-18:00 |
| 【開会式、特別招待日】 | | 10月24日(水)、25日(木) | 9:00-18:00 |
| 【一般公開日】 | | 10月26日(金) | 9:00-18:00 |
| | | 10月27日(土)~11月11日(日) | 10:00-18:00 (土休日9:30-19:00) |
| 【搬出期間】 ・全部門 | | 11月11日(日) | 20:00-24:00 |
| | | 11月12日(月)~13日(火) | 0:00-24:00 |
| | | 11月14日(水) | 0:00-17:00 |

※各種提出書類①、②については「2-13 提出書類一覧」をご参照下さい。

※搬入・搬出期間の詳細は「5-1 搬入・搬出」をご参照下さい。

※車体(屋外展示)部門の搬入・搬出については、別途ご案内します。

| | |
|--|---|
| <p>■出品に関する問合せ</p> <p>社団法人 日本自動車工業会 モーターショー室 〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 TEL 03(5405)6127, FAX 03(5405)6136 Webサイトお問合せページ www.tokyo-motorshow.com/app/contact www.tokyo-motorshow.com</p> | <p>■報道発表・プレスブリーフィングに関する問合せ</p> <p>社団法人 日本自動車工業会 広報室 〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 TEL 03(5405)6119, FAX03(5405)6136 Webサイトお問合せページ www.tokyo-motorshow.com/app/contact www.tokyo-motorshow.com</p> |
| <p>■規程、施工、消防、運営に関する問合せ</p> <p>株式会社 幕張メッセ 東京モーターショー幕張メッセ事務局 〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1 TEL 043(296)0270, FAX 043(296)0271 e-mail: 40tms@m-messe.co.jp www.m-messe.co.jp</p> | <p>■保税展示に関する問合せ</p> <p>(株)石川組 国際部 〒140-0002 東京都品川区東品川5-9-4 TEL 03(3474)8102, FAX 03(5460)9841 e-mail: igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp www.ishikawa-gumi.co.jp</p> |
| <p>■廃棄物の処理、清掃に関する問合せ</p> <p>千葉県ビルメンテナンス協同組合 〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1 (株)幕張メッセ内 TEL 043-296-0534, FAX 043-296-0753 e-mail: cbmm@atlas.plala.or.jp www.chuokai-chiba.or.jp/builmain/index.html</p> | <p>(株)ダイトコーポレーション 千葉支店 海貨グループ 〒299-0107 千葉県市原市姉崎海岸29 TEL 0436(62)9161, FAX 0436(62)9165 e-mail: h-asou@daitocorp.co.jp www.daitocorp.co.jp</p> |
| <p>■小間内での食品の取扱いに関する問合せ</p> <p>千葉市保健所 食品衛生課 〒261-8755 千葉県千葉市美浜区幸町1-3-9 千葉市総合保健医療センター2F TEL 043-238-9934, FAX 043-238-9936 e-mail: shokuhin.PHO@city.chiba.lg.jp</p> | <p>■防災品・試験等に関する問合せ</p> <p>財団法人 日本防災協会 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-5 共同ビル9F TEL 03-3246-1661, FAX 03-3271-1692 e-mail: koho-shitsu@jfra.or.jp www.jfra.or.jp</p> |

※上記以外のお問合せ先については、平成19年7月中旬にご案内の予定です。

2. 出品にあたって

この規程は、出品者が出品と展示の企画・計画・運営を行う際に必要な基本的な事項を、下記の趣旨に基づいて取り決めたものです。出品者は、この規程の趣旨を十分ご理解の上、魅力的かつ効果的な展示となるようご協力をお願い致します。

1. 国際ショーとして内容を充実し「品位と格調」ある展示環境の創造を目指すこと。
2. より楽しく、見やすい環境を創り上げ、来場者の満足が得られるようにすること。
3. 多数の来場者の安全に配慮し、かつスムーズに移動できるような動線を確認すること。
4. 展示演出・実演等に伴う音・光・混雑等で、隣接する小間に迷惑をかけることなく、すべて自社小間内で完結すること。
5. 出品展示にあたっては、「省エネ・省資源・ゴミなし展示会」を目指すよう努力すること。

2-1 出品者の資格

東京モーターショー（以下ショーという）は、製造業者の出品参加により開催されます。次の資格を有し、(社)日本自動車工業会（以下事務局という）の認めた会社のみ出品することができます。

1) 乗用車・商用車・二輪車部門

- (1)当該国の自動車工業会の正会員（2006年（平成18年）10月20日現在）である製造業者
- (2)国土交通省の型式指定を受けた製品の製造業者

2) 車体部門

- (1)共催団体*の会員（2006年（平成18年）10月20日現在）及び同団体の推薦する製造業者
- (2)当該国の車体部門の工業会正会員である外国製造業者

3) 部品・機械器具部門

- (1)共催団体**の正会員（2006年（平成18年）10月20日現在）
- (2)上記以外の自動車部品・機械器具・関連商品の製造業者およびその団体

※外国の出品資格者は日本国内の代理者を通じて出品をすることができますが、この場合は製造業者の証明を要します。
※代理者（事務局の認めた団体を含む）を通じて申し込み場合には、事務局は代理者を通じて連絡を行ない、代理者は全てに対し責任を負うものとします。

*共催団体 = (社)日本自動車車体工業会

**共催団体 = (社)日本自動車部品工業会、(社)日本自動車機械器具工業会

2-2 出品料

出品料は部門毎に下表の通りとします。なお、出品料の精算は全て日本円でお支払い下さい。

| 出品部門 | 単位 | 金額 消費税(5%)を含む |
|-------------------------|---------------|------------------|
| (A) 乗用車、(B) 商用車、(C) 二輪車 | 1㎡ | 27,300円 |
| (D-1) 車体(屋内展示) | 1㎡ | 27,300円 |
| (D-2) 車体(屋外展示) | 1㎡ | 5,250円 |
| (E-1) 部品・機械器具(共催団体の正会員) | 1小間=約9㎡ | 324,450円 |
| (E-2) 部品・機械器具(上記以外のもの) | (2.97m×2.97m) | 392,700円 |

※車体（屋外展示）の対象期間は、報道関係者招待日2日、特別招待日1日、一般公開日4日の計7日間

2-3 出品申込、出品料精算

1) 出品申込み

出品申込みは、2006年（平成18年）10月20日（金）締切りとします。

所定の出品申込書・正副2通を事務局に提出の上、出品申込金をお支払い下さい。

- (1)申込金は小間割決定後、出品料金に算入します。
- (2)申込状況によっては、希望面積を取得出来ない場合や、面積が全く取得できない場合も想定されます。その際は、申込金の精算（但し利息はつきません）をします。
- (3)共同出品や隣接配置を希望する場合は、その対象となる出品者名を必ず出品申込書にご記入下さい。同一部門の両者から同意がある場合、可能な範囲で希望を考慮した小間割配置を行います。但し出品申込締切日を過ぎてからの申し出は一切お受けできません。
- (4)出品申込期間中において、破産・和議・会社整理・民事再生法または会社更生法手続中である者、または金融機関から当座取引停止処分を受けている者は、申込みを受理しません。（受理後上記事実が判明、或いは新たに発生した場合には申込みを取消します。この場合、既納の出品料は返却しません。）事務局が上記に等しいと認めた場合も同様な取扱いとします。
- (5)事務局は、申込み受付の保留、拒絶、小間面積の制限をしてもその理由を示しません。

2) 出品料の精算

出品料の残金は小間割が決定した後、決定小間面積に応じて請求書の支払期日までにご精算願います。申込者はこれにより小間使用の権利を取得します。但し、申込者が期日までに残金の精算をしないときは、申込みを取消したものと見なします。

3) 出品の取消し、出品取消料

(1)出品申込みを取消す場合は、事務局に事前連絡の上「出品申込取消通知書（書式任意、理由を明記のこと）」を提出して下さい。

(2)また出品者（出品代理者を含む）は、下表基準の出品取消料を事務局に直ちに支払ってください。なお、既納の出品料（申込金）は、出品取消料の一部として算入し返却しないものとします。

| 「出品申込取消通知書」を受領した時期 | 出品取消料（消費税込） |
|----------------------|-----------------|
| 出品申込締切後～小間面積決定通知発信前日 | 出品申込金（申込面積の50%） |
| 小間割決定通知発信以降 | 出品料金（決定面積の100%） |

(3)出品者が報道関係者招待日の前日（2007年（平成19年）10月23日（火）午前0時）までに割当小間を使用しないときは、出品を取消したものと見なし小間は適宜処分致します。

4) 出品料の振込口座

出品申込金・出品料等の銀行振込みは、次の銀行とします。なお、振込手数料は出品申込者のご負担をお願い致します。

取引銀行名：東京三菱UFJ銀行 新丸の内支店（店番422）
（シャ）ニホンジドウシャコウギョウカイ
銀行口座名：普通4344678 社団法人日本自動車工業会

2-4

小間の割当

- 1) 各部門の展示ホールの配置は、出品物の種類、各部門の総申込面積及び会場の物理的な条件等を勘案して事務局が決定します。
- 2) 出品者の小間面積は、出品申込み締切後、各展示ホールの割当可能面積を前提に前回までの出品実績を勘案し、事務局が調整し決定します。
- 3) 小間の割当は、館内主要通路の確保及び展示ホールの適正な割当面積等を勘案しますが、大型小間の場合、通路により小間が分割されることがあります。
- 4) 乗用車・商用車・二輪車部門の同規模面積の会社間では、抽選等により事務局が調整し決定します。
- 5) 出品者は小間の割当に対して苦情の申し出は一切できません。
- 6) 小間割決定後、なお小間に余裕が生じた場合（取消しによって空白となった小間等）は再度割当てをする場合があります。
- 7) 出品者は、割当られた小間の全部または一部を、有償、無償にかかわらず第三者に譲渡、貸与することはできません。また、出品者相互間において交換することもできません。
- 8) 小間割決定後であっても重要な理由に基づく場合には、小間割を一部変更することがあります。出品者は、この変更を理由に出品の取消しや賠償請求等苦情の申し立てはできません。

2-5

ショー会場及び小間の展示・装飾

- 1) ショー会場の全般的な装飾（展示部門表示、部品部門基礎小間及びその他案内表示等）は、事務局が行います。
- 2) 個々の小間の装飾は、それぞれの出品者が行なって下さい。すべての展示設備及び装飾について、出品者は千葉市火災予防条例に基づき制定された諸規則に従って下さい。
- 3) 小間内に設ける展示施設物の材料、大きさ、その配置、音響機器類の使用基準、その他各部門の展示施工上の諸規則は、「3. 乗用車・商用車・二輪車・車体部門に関する規程」「4. 部品・機械器具部門に関する規程」「5. 搬入・搬出」「6. 施工」「7. 設備」「8. 小間の運営・演出」に従って下さい。
- 4) 小間内で使用する電気、通信、給排水等の負担金及び施工上の注意等については、「7. 設備」に従って下さい。

2-6

諸経費の負担と精算

事務局による施工を除いて、出品者の行為に属する費用（出品物の搬入、搬出、展示、実演、撤去、廃棄物処理等）はすべて出品者の負担とします。出品者及び代理者は、電気使用料、臨時電話・回線使用料、アンカーボルト使用料、水道使用料など、事務局に支払うべき経費があるときは、指定期日までに日本円で精算しなければなりません。

※詳細は「2-14 諸経費一覧」を参照して下さい。

2-7 来場者の保護並びに出品物の保全・維持管理

- 1) 事務局は、来場者の保護並びに会場全般の管理のため、管理要員及び警備員の配置等の諸対策を講じますが、出品者は開場時間中は必ず自己の小間に常駐し、来場者の対応、出品物の保全、維持管理に当たらなければなりません。
- 2) 搬入・搬出期間を含めた期間中、火災・事件・事故・盗難・損傷等のあらゆる損害について、事務局はその責任を一切負いません。出品者は控室の施錠や傷害・損害保険への加入など必要な予防措置を講じて下さい。
- 3) 万一事故が発生した場合は、直ちに事務局に届出ると共に、自社の責任において解決しなければなりません。
- 4) 展示施設は地震発生時でも、転倒、落下、移動等により来場者の避難及び消防活動等初動処置の障害とならないよう、安全な施工を行い、また確認をして下さい。

2-8 会期及び開場時間の変更

事務局が特に必要と認めるときは、会期及び開場時間を変更することがあります。この場合、変更によって生じた損害は補償しません。また、この変更を理由として出品申込みの取消しをすることはできません。

2-9 開催の中止

天災、事変、またはやむを得ない事由があるときは、ショーの開催を中止することがあります。ショー会期前に中止を決定した場合に限り、事務局は弁済すべき必要経費を差引いた後、残った金額については支払済の出品料の割合に応じて出品者に返還します。但し、中止によって生じたその他の如何なる損害に対しても、事務局は一切補償致しません。

2-10 出品者ニュース

出品者への今後の連絡事項、各種申込書類等は、出品申込書の担当者宛に「出品者ニュース」をお送り致します。担当者の連絡先が変更になる場合は事務局に届出て下さい。

2-11 入場券・入門証

一般入場者、招待者、出品関係者等の会場への入場は次の方法によります。

1) 入場券

※消費税(5%)を含む

| 対 象 | 当日券(会場売り) | 前売券 アフタヌーン券(平日15時以降) 団体券(30名以上) | 出品者前売入場券 |
|---------|-----------|---------------------------------------|----------|
| 一 般 | 1,300円 | 1,100円 | 800円 |
| 中学生・高校生 | 600円 | 500円 | — |
| 小学生以下 | | 無 料 | — |

2) 特別招待券(特別招待日の午後12時30分より有効)

特別招待券、出品者前売入場券の詳細については、出品者ニュースにてご案内致します。

3) 出品者入門証

会期中及び搬入出期間中有効の「出品者入門証」を、事前に次の割合で無償配布します。会場入門にあたっては、この入門証をはっきりと提示して下さい。

| 出品部門 | 無償配布枚数 |
|----------------------|-----------------|
| (1) 乗用車・商用車・二輪車・車体部門 | 出品面積 3㎡につき 1枚 |
| (2) 部品・機械器具部門 | 出品小間数 1小間につき 6枚 |

※出品者入門証が不足の場合は有償(詳細は出品者ニュース)にて追加購入が出来ます。

※搬入出期間限定の「出品関係業者バッジ」については「5-1 搬入・搬出、7)」を参照して下さい。

| 分類 | 出品部門 | 出品内容(例示) |
|-----|-------------------------------------|---|
| 第1類 | 乗用車 | 乗用車及びそのエンジン、シャシ、付属品 |
| 第2類 | 商用車 | 商用車及びそのエンジン、シャシ、付属品 |
| 第3類 | 二輪車 | モーターサイクル、スクータ、モペット及びそのエンジン並びに付属品 |
| 第4類 | 車体 | 商用車ボディを装備した車両、トレーラ、福祉車両及びその装置並びに付属品 |
| 第5類 | 部品(自動車部品) A項/エンジン部品 | ピストン、ピストン・リング、シリンダ・ライナ、 エンジン・ガスケット及びバックリング、エンジン・バルブ、 バルブ・ロッカー・アーム及びシャフト、バルブ駆動部品及びカム・シャフト、 軸受メタル、燃料ポンプ、気化器(キャブレター)、ディーゼル用燃料噴射装置、 ディーゼル用燃料噴射ノズル、ガソリン燃料噴射ノズル(インジェクター)、 燃料フィルタ、エア・クリーナ、エアクリーナ・エレメント、マニホールド 過給器(ターボチャージャ及びスーパーチャージャ)、オイル・ポンプ、 オイル・フィルタ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ、サーモスタット、 オイル・クーラ、ファン及びファンクラッチ、触媒装置、その他排気浄化装置部品、 ホース類、エキゾーストパイプ及びマフラ、その他のエンジン部品 |
| | B項/電装・計器・ 照明部品 | 始動電動機(スタータモータ)、充電発電機(オルタネータ)、 磁石発電機(マグネトー)、配電機(ディストリビュータ)、 イグニッション・コイル、スパーク・プラグ、グロー・プラグ、エンジン制御装置、 走行・変速関係電子装置、ブレーキ関係電子装置、電子部品及びセンサー類、 リモート・キー及び同システム、その他の電装部品、前照灯(ヘッドランプ)、 信号・標識灯、その他灯器、スピード・メータ類、ワイパ・モータ及び各種モータ、 ワイパ・アーム、ブレード及びリンク機構、ウインドシールド・ウォッシャ ホーン及びブザー類、ステアリング・ロック、スイッチ類、 フラッシュユニット及びリレー、ソレノイド、高圧電線・低圧電線、 ワイヤー・ハーネス、その他の電装・電気及び計器部品 |
| | C項/走行関係部品 (駆動・伝達・操縦・ 懸架・制動部品) | クラッチ・カバー、クラッチ・ディスク、クラッチ・フェーシング、 手動トランスミッション、トランスミッション用部品、自動トランスミッション、 ステアリング・シャフト、チューブ及びリンク機構部品、ステアリング・ホイール、 ステアリング倍力装置、タイロッド・エンド、フロント・アクスル、等速ジョイント、 プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、デファレンシャル・ギヤー、 リア・アクスル、ハブ・ボルト及びナット、ブッシュ類、オイルシール、 シフトレバー、ペダル類、コントロール・ケーブル、 その他の駆動・伝導・操縦装置部品、リーフ・スプリング、コイル・スプリング、 ショック・アブソーバ、サスペンション・ストラッド、 トーションバー及びスタビライザ、その他懸架装置付属部品、ドラム・ブレーキ装置、 ディスク・ブレーキ装置、エアブレーキ装置、ブレーキ倍力装置、 ブレーキ・シリンダ、ゴムカップ、ブレーキ・ライニング、ブレーキ・シュー、 ディスクパット、ブレーキ・ホース、ブレーキ・パイプ、ブレーキ用バルブ その他ブレーキ装置付属部品、その他の懸架制動装置部品 |
| | D項/車体・内装部品・ 用品 | 自動車用プレス部品、トラック・バス用プレス部品、シャシ・フレーム、 ダッシュボード及びパネル、バンパ、燃料タンク、装飾品類及びモール類、窓わく、 ウエザストリップ、ウインドウ・レギュレータ、ドアハンドル及びロック、 ドアヒンジ及びチェッカ類、シート及びシートスプリング、シート付属部品、 シートベルト、エアバッグモジュール及び同付属部品、内装品類、ミラー装置、 防振ゴム、その他の車体部品、自動車時計、カーラジオ、カーステレオ、 カーナビゲーション、冷房装置、暖房装置、チャイルドシート、ヘルメット、 ルーフ・キャリア、車輪(ホイール)、ホイールキャップ、 自動車用塗料、その他の用品類 |
| | E項/素形材、その他 | 政府・団体出品、タイヤ、バッテリー、自動車用ガラス、素形材 |
| 第6類 | 部品(機械器具) | ボーリング・ホーニングマシン、スチームクリーナ、 ルブリケータ、オートリフト、その他の自動車用整備機械 |
| | A項/機械 | プライヤ、レンチ類、ドライバ、スパナ、 リーマ、その他の自動車用整備工具 |
| | B項/工具 | エンジンアナライザ、ブレーキテスタ、ヘッドライトテスタ、 排出ガス測定器、その他のテスタ類 |
| | C項/テスタ | スクリュージャッキ、ゲージ類、洗浄装置、その他の用品 |
| | D項/用品 | |

| 登録項目 | 内容 |
|------------------------------|--|
| 広報資料関係 | |
| 出品物リスト | 一次締切：出品台数、ワールドプレミア・ジャパンプレミア台数の入力 |
| | 最終締切：上記の他、特徴など含む全ての情報を入力。 |
| | メディア対応部署リスト |
| インターネットリンク申込 | 東京モーターショーWebサイトとのリンクを希望する場合（無料） |
| 出品・展示関係 | |
| 小間内責任者届 | 小間内責任者、防火管理責任者の登録 |
| 小間内装飾業者届 | 小間内装飾業者及び工事責任者の登録 |
| 小間設計図届 | 配置図、平面図、立面図の提出 |
| 二階建施設設計図届 | 二階建施設を設置する場合 |
| 天井吊下げ工事届 | 天井吊下げ工事を行う場合 |
| アンカーボルト使用届 | アンカーボルト施工を行う場合 |
| 禁止行為解除承認申請 | 裸火・危険物の使用、持込み |
| 保税貨物明細 | 出品物等を保税扱いする場合 |
| 電気使用申込 | 電気使用の申込、電気工事設計図の届出 |
| 電気工事落成届 | 電気工事完了後の落成届の提出 |
| 給水使用申込 | 小間内で給水設備を使用する場合 |
| 臨時通信設備使用申込 | 小間内で一般電話、ISDN回線、高速光通信回線を使用する場合 |
| アンテナ使用申込 | F M・VHF・UHF、地上デジタル放送、衛星放送を受信する場合 |
| ワイヤレスマイク使用届 | ワイヤレスマイクを使用する場合 |
| 出品者用控室使用申込 | 出品者用控室の利用を希望する場合 |
| 会議室使用申込 | 一般公開期間中に幕張メッセ国際会議場を利用する場合 |
| 調査・アンケート実施届 | 小間外でアンケートを実施する場合 |
| 吊下げサインフラッグ指定ロゴ届 | 吊下げサインフラッグに使用するロゴの登録 |
| 小間内用カーペット購入申込 | 共通通路と同材質のカーペットを購入する場合 |
| 入場及び招待者用品 | |
| 公式行事参加申込（別途ご案内） | 開会式、祝賀レセプションへの参加登録 |
| 出品者入門証追加申込 | 無償配布分以外に追加購入する場合 |
| 出品関係業者バッジ申込 | 出品者関係業者バッジの購入 |
| 一般入場券、封筒、 自動車ガイドブック引換券の申込 | 出品者価格の前売入場券、ショーロゴ入封筒、自動車ガイドブック引換券（ショー会場内のみ利用可能）を購入する場合 |
| 自動車ガイドブック現物申込 | 自動車ガイドブック（Vol.53）現物の購入 |
| 公式記録DVD申込 | 第40回東京モーターショー公式記録DVDを購入する場合 |
| 食事券申込 | 第40回東京モーターショー期間中に、会場内及び周辺施設で利用可能な食事券の購入 |

※各種提出書類（Webオンラインページ）の締切り等、詳細については別途「出品者ニュース」にてご案内致します。
（2007年（平成19年）7月中旬を予定）

○：全出品者 △：希望者 ー：該当せず

| 区分 | 項目 | 展示部門 | | | 単価 | 数量 | 備考 |
|-----------|--------------|-------------|--------|---------------|--|-------------------------|--------------------|
| | | 乗 商 二 | 車 体 | 部 品 | | | |
| 出品 | 出品料 | ○ | ○ | ○ | 乗用車・商用車・二輪車 27,300円/㎡ 車体（屋内展示） 27,300円/㎡ 車体（屋外展示） 5,250円/㎡ 部品・機械器具（共催団体会員） 324,450円/小間 部品・機械器具（上記以外） 392,700円/小間 | ㎡ ㎡ ㎡ 小間 小間 | |
| 入場及び招待者用品 | 出品者入門証 | △ | △ | △ | 交付枚数で不足の場合 | 枚 | 単価は別途ご案内 |
| | 出品関係業者バッジ | △ | △ | △ | 100円 | 個 | |
| | 招待者用入場券 | △ | △ | △ | 10枚以上 1枚 800円 | 枚 | |
| | 招待用封筒 | △ | △ | △ | 10枚以上 1枚 20円 | 枚 | |
| | 自動車ガイドブック引換券 | △ | △ | △ | 10枚以上 1枚 | 枚 | 単価は別途ご案内 |
| | 食事券 | △ | △ | △ | 1,000円 | 枚 | |
| 出品・展示 | アンカーボルト使用料 | △ | △ | △ | ホールインアンカー 1本につき1,050円 | 本 | |
| | 電気幹線工事費 | △ | △ | △ | 申込容量(電灯・動力とも)0.1KWにつき2,360円 | Kw | |
| | 電気使用料 | △ | △ | △ | 申込容量(電灯・動力とも)0.1KWにつき2,100円 | Kw | 期間を通して |
| | 給水基本設備工事費 | △ | △ | △ | 13m/mφ引込配水管 63,000円 | 本 | |
| | | △ | △ | △ | 20m/mφ引込配水管 94,500円 | 本 | |
| | | △ | △ | △ | 25m/mφ引込配水管 126,000円 | 本 | |
| | 給排水使用料 | △ | △ | △ | 使用水量1㎡につき 830円 | ㎡ | |
| | 臨時電話使用料 | △ | △ | △ | 1台につき 77,700円 | 台 | 国際通話料、 超過通話料は除く |
| | ISDN回線使用料 | △ | △ | △ | 1回線につき 105,000円 | 回線 | |
| | 高速通信回線使用料 | △ | △ | △ | 1契約につき 126,000円 | 契約 | |
| | アンテナ設備費 | △ | △ | △ | FM・VHF・UHF 73,500円 | 本 | |
| | | △ | △ | △ | 地上デジタル放送 105,000円 | 本 | |
| | | △ | △ | △ | 衛星放送（1波につき） 157,500円 | 波 | |
| 控室使用料 | △ | ー | ー | | ㎡ | 単価は別途ご案内 | |
| 会議室使用料 | △ | △ | △ | 幕張メッセ利用料金に準ずる | 室 | 単価は別途ご案内 | |

- 注) 1. 単価は消費税（5%）を含みます。
 2. 振込手数料は出品者の負担となります。
 3. 出品申込書以外の各種申込（Webオンラインページ）のご案内は、2007年（平成19年）7月中旬の予定です。

3. 乗用車・商用車・二輪車・車体部門に関する規程

3-1 出品物の条件

- 1) 乗用車部門
国土交通省自動車登録規則（第3章13条2項）による分類番号3・5・7ナンバーの車両（軽自動車を含む）、及びそのエンジン、シャシ、付属品であること。なお、分類番号1・2・4・6・8ナンバーの車両（軽自動車を含む）及びエンジン、シャシ、付属品も展示可能。
- 2) 商用車部門
国土交通省自動車登録規則（第3章第13条2項）による分類番号1・2・4・6・8ナンバーの車両（軽自動車を含む）及び、そのエンジン、シャシ、付属品。
- 3) 二輪車部門
モーターサイクル、スクーター、モペット及びそのエンジン、付属品。
その他、スノーモービル、パーソナルウォータークラフト等の特別出品物を展示する場合は1社5台以下。（市販品のスペック・価格表示は可）
- 4) 車体部門
商用車ボディを装備した車両・トレーラ、福祉車両及びその装置並びに付属品。
- 5) 積載物
積載例として、車両或いは商品等の積載を行う場合には、展示車両の荷台へ積載することに限定し、その積載物についての表示（製造者名、車名、スペック、広告等）は一切禁止します。
- 6) 出品物は、出品者自身が製造した下記に該当する製品に限定します。
 - (1)市販車（2007年（平成19年）10月26日（金）までに国土交通省の型式指定を受けた車両）
 - (2)参考出品車（試作車、輸出仕様車、海外生産車、記念車など）
 - (3)OEM供給を受けている車両
 - (4)開発、生産、販売を行っている共同開発車両（他社ブランドの車両を含む）
 - (5)上記以外で事務局が認めた車両
- 7) 出品物の販売契約は自由ですが、即売は厳禁とします。また、売約済の表示をしたり、購入者の名前、販売数量等を表示することも禁止します。

3-2 スペックボードの表示

出品車両には、下記の項目については最低限表示して下さい。（自動車公正取引協議会・新車表示規約マニュアルによる）その他の項目の表示に関しては任意とします。また車名及びスペック表示は和英併記として下さい。

1) 市販車

| 日本語 | English |
|---|---|
| 車名及び型式 | Model |
| エンジン型式 | Engine model |
| 排気量 (L) | Displacement (L) |
| トランスミッション形式、変速段数 | Transmission type |
| 燃料供給装置の形式 | Fuel system |
| 燃料消費率 (km/l) (例) 10・15モード燃費 (国土交通省審査値) | Fuel consumption (km/l) (Ex.) 10・15mode Fuel consumption |
| 車両重量 (Kg) | Gross vehicle weight (Kg) |
| 主要燃費向上対策 (筒内直接噴射、希薄燃焼等) | Main fuel economy improvement measures (direct injection, lean burn, etc.) |
| プレミアムガソリン使用の場合はその旨 | Fuel type |
| 東京地区希望小売価格 (¥) ※諸費用が価格に含まれない等を明記。 ※未定の場合は「価格未定」と記入。 | Suggested retail price in the Tokyo area (¥) *Indicate "taxes and incidental expenses not included" *Indicate "to be determined" if price has not been set. |
| 製造事業者の名称 | Manufacturer |

- 2) 参考出品車：上記市販車以外の車両については「参考出品」と表示して下さい。

展示にあたっては、来場者の安全確保とスムーズな動線の設定、ホール全体の視界、隣接社への影響等に十分配慮し、来場者にとって快適な展示構成に努めて下さい。特に中央通路沿いの外壁面は50%以上開放した設計として下さい。小間内へは原則として来場者が自由に出入りできる構成とし、通路で立ち止まって見学することのないよう留意して下さい。下記の通り、小間面積の大きさにより「大型小間」「小型小間」を区分します。施設物の高さ規制については「Aゾーン」「Bゾーン」（一部小型小間等を除く）を設定します。

1) 大型小間及び小型小間

| | 大型小間 | 小型小間 |
|---------------|-----------|-----------|
| (1) 乗用車・商用車部門 | 面積 600㎡以上 | 面積 600㎡未満 |
| (2) 二輪車・車体部門 | 面積 300㎡以上 | 面積 300㎡未満 |

2) ゾーン別構成と高さ制限（詳細は「3-7、3-8展示規程図」を参照）

| 部 門 | Aゾーン | Bゾーン |
|-----------------------|---|-------------------------------------|
| 乗用車、商用車 二輪車（大型小間） | 出品物及び施設物の高さを4.5m以下とするゾーンで、小間面積の1/4。 | 出品物及び施設物の高さを6.0m以下とするゾーンで、小間面積の3/4。 |
| 二輪車（小型小間） 車体（屋内展示） | 北ホール中央メイン共通通路側の小間：出品物及び施設物の高さは4.5m以下。 北ホール壁面側の小間：出品物及び施設物の高さは6.0m以下。 | |

※幕張メッセ国際展示場1, 6, 7, 8ホールの放水銃（消防設備）位置の周囲6.0m以内は、高さ4.0m以下。

※天井吊下げ施工をする場合の高さ制限は、「6-6天井吊下げ施工、3）」を参照。

※車体（屋外展示）は別途案内。

3) 建ぺい率

「大型小間」におけるあらゆる出品物及び施設物の占める面積（1階フロアにおける来場者の通行不可能な部分）は50%以下として下さい。

4) セットバック（大型小間）

「大型小間」の出品者が、下記の共通通路に面する小間仕切線に沿ってインフォメーション、展示台を設置する場合は50cm以上セットバックして下さい。

| | |
|----------------------------|------------------------|
| (1) 西・中央・東ホール（国際展示場1-8ホール） | 南北方向の共通通路に面する小間仕切り線沿い。 |
| (2) 北ホール（国際展示場9-11ホール） | 東西方向の共通通路に面する小間仕切り線沿い。 |

施設物は、日本の建築基準法・消防法等に基づいた安全なものであることとし、施設物並びに出品物の高さ、建ぺい率については、前記の「3-3展示構成」を、重量物の展示、二階建施設、天井吊下げ施工等については「6. 施工」に記載の内容を厳守して下さい。

1) 床

- (1) 一般来場者が通行する床を床上げする場合は、外周部に1/12以下のスロープを設けてください。展示キットの再利用等の事情がある場合は事務局の確認を得て1/8以下のスロープとすることができます。なお、小間内はバリアフリーに配慮した計画として下さい。
- (2) 床高が2.1mを超える場合は、「6-5二階建施設」に定める二階建施設とみなします。
- (3) 床の「仕上げ材料」は来場者の安全上支障がなく、且つ磨耗等による塵芥が生じない材質として下さい。
- (4) 来場者の安全上、電気配線等による床面の突出部は、部分床張り等により保護して下さい。この場合、部分床張りの高さは10cm以下、幅（水平面）は90cm以上とし、外周部はスロープとして下さい。
- (5) 館内の共通通路カーペットは、事務局にて一括施工します。

2) 小間内通路

- (1) 「大型小間」は、会期中を通して、展示規程図（小間割決定後に展開）の接続範囲を指定位置とする「小間内通路（幅4m以上）」を確保して下さい。小間内通路の設定は原則として直線が望ましく（東ホール最東小間及び西ホール最西小間でL字型に設置する場合を除く）、小間内通路には展示物を設置することはできません。
- (2) 小間内通路を床上げする場合は、原則として1/12以下（但し、やむを得ない場合（展示キットの再利用等）のみ事務局の確認を得て1/8以下のスロープとすることができます。）のスロープを設置し、総裁ご高覧用の電気自動車通行可能な強度を確保して下さい。
- (3) 小間内通路の上部に施設がまたがる場合は、床張り面より2.7m以上開けて下さい。

3) 小間内避難通路

- (1)「大型小間」又は「共同出品小間」等において、展示ホールの非常口に直結する小間内避難通路を設定する必要がある場合（詳細は展示規程図）は、この通路の面積を事務局が負担し（出品料の対象外）追加で割り当てます。なお小間内避難通路には展示物を設置することはできません。
- (2)避難通路を床上げする場合、共通通路や床との接続部には1/12以下のスロープを設置し、段差を解消して下さい。
- (3)避難通路が小間内の床と同色の仕上げとなる場合は、通路幅を明示する措置を講じて下さい。
- (4)小間内避難通路の上部に施設がまたがる場合は、床張り面より2.7m以上開けて下さい。

4) 柱の利用

小間内の既設の柱を装飾する場合は、高さの制限「3-3 展示構成」を厳守するとともに、排煙窓開閉装置のある場合は操作が可能な状態にして下さい。

3-5

吊下げサインフラッグ

事務局は出品者案内サインとして小間上部空間に社名入りの吊下げサインフラッグを事務局の費用で設置します。形態及び吊下げ枚数、表示レイアウトなどの詳細については出品者ニュースにて案内します。

3-6

小間設計図の提出

施設物の制限など規程解釈の相違等による違反、または展示演出、音響設備の設置等に伴う保安上及び隣接社への迷惑等で問題が生じないよう、出品者は社内決定前の企画・設計が変更可能な段階で、下記資料各2部を事務局に提出し、その承認を得て下さい。但し、最終提出期限は2007年(平成19年)9月6日(木)とします。
なお、承認された資料が変更された場合は、速やかに資料を再提出し、改めて承認を得て下さい。

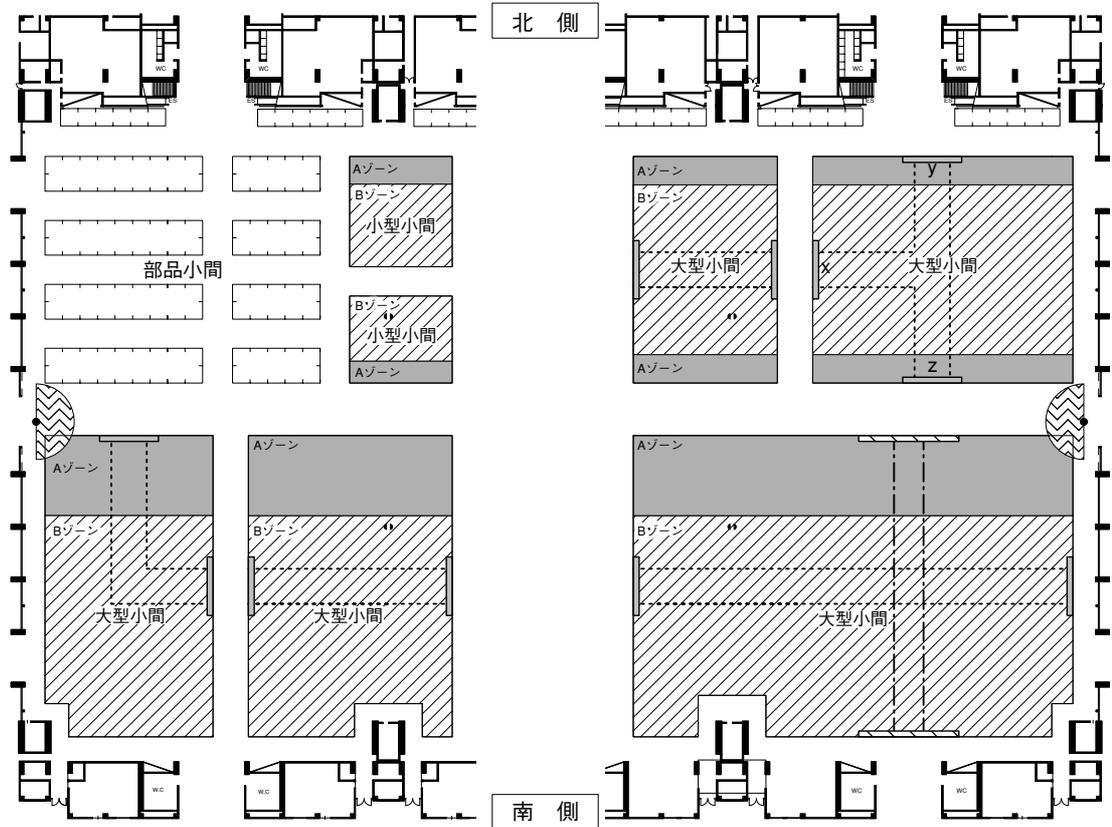
「小間設計図届」

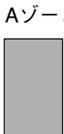
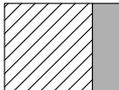
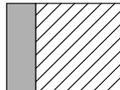
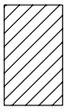
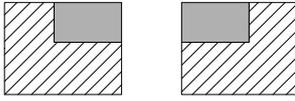
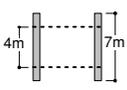
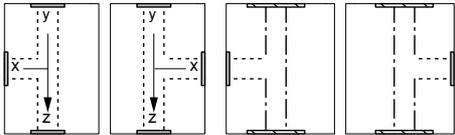
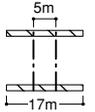
施設物の平面図、立面図、出品物・施設物の配置図で縮尺・寸法の明確なもの。

※展示機器・部材・素材の名称を表示して下さい。

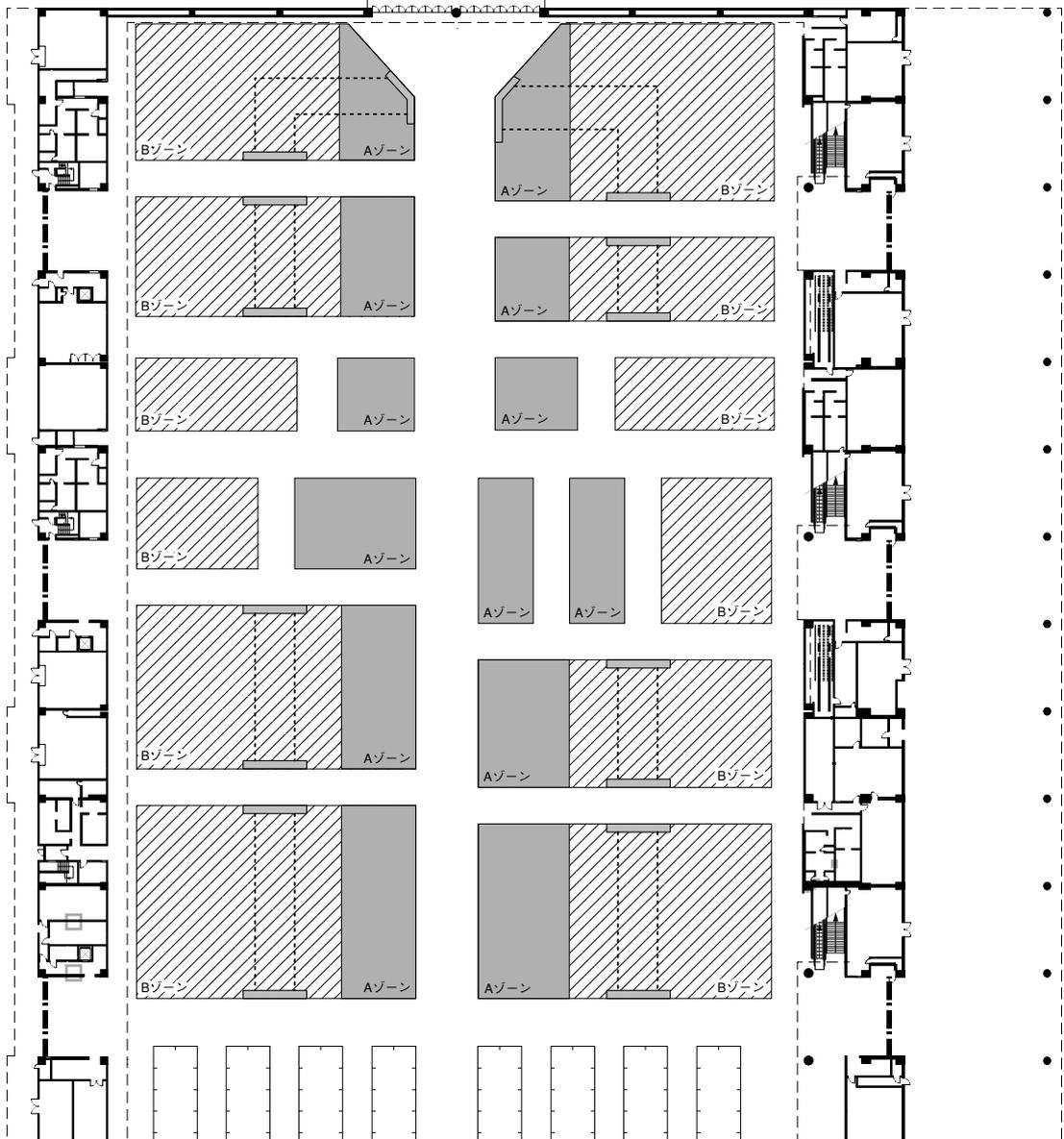
※言語は日本語又は英語とします。

※詳細な展示規程図は小間割決定後、展示ホール別に別途送付します。



| 施設物の高さ制限 | | |
|--|--|--|
| <p>Aゾーン</p>  <p>小間面積の1/4 高さ：4.5m以下</p> | <p>西ホールの西壁面側、東ホールの東壁面側のいずれかに配置された小間は、下図のようなゾーン構成となることがある。</p> <p>西ホールの西壁面側</p>  <p>東ホールの東壁面側</p>  | <p>放水銃の散水エリア</p>  <p>高さ：4.0m以下 1、6、7、8ホール</p> |
| <p>Bゾーン</p>  <p>小間面積の3/4 高さ：6.0m以下</p> |  | |
| 小間内通路の設置 | | |
| <p>小間内通路（大型小間【小間面積600㎡以上】に適用）</p>  <p>幅4m以上とし原則として直線が望ましい。 接続範囲（幅7m）に設定すること。</p> | <p>西ホールの西壁面側、東ホールの東壁面側のいずれかに配置された小間は、下図のような通路設定となることがある。</p>  <p>(x→z)または(y→z)を選択。 小間内通路と小間内避難通路を接続。</p> | |
| <p>小間内避難通路（小間が搬入出口（非常口）を塞ぐ場合に適用）</p>  <p>幅5m以上とし原則として直線が望ましい。 接続範囲（幅17m）に接続すること。 床上げをする場合、共通通路との接続部には1/12以下のスロープを設け、段差は解消すること。 ※通路幅5mの面積は事務局が無償で割当てる。</p> | | |

※詳細な展示規程図は小間割決定後、展示ホール別に別途送付します。



施設物の高さ制限

Aゾーン



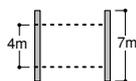
大型小間は小間面積の1/4、
小型小間は中央通路側の小間に適用。
高さ：4.5m以下

Bゾーン



大型小間は小間面積の3/4、
小型小間は壁面側の小間に適用。
高さ：6.0m以下

小間内通路の設置



大型小間【小間面積300㎡以上】に適用。
幅4m以上とし原則として直線が望ましい。
接続範囲（幅7m）に接続すること。

4. 部品・機械器具部門に関する規程

4-1 出品物の条件

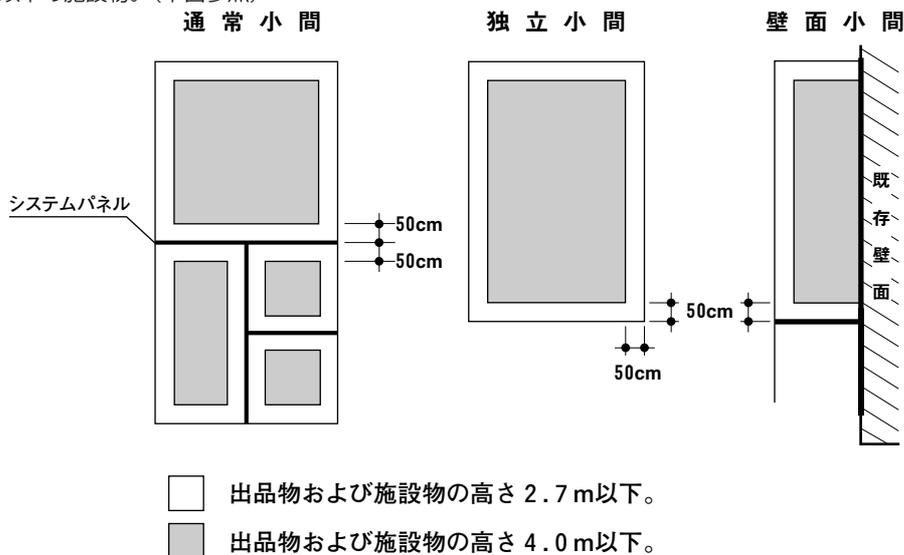
- 1) 出品物は、乗用車・商用車・二輪車及び車体の部品、用品、素材及び機械器具で、「2-12出品分類表」に適合した製品とします。
- 2) 出品物は、出品者自身が製造した製品及び参考出品物以外は出品することができません。
- 3) 乗用車・商用車・二輪車及び車体を使って展示する場合は、下記の条件を厳守して下さい。
 - (1)乗用車・商用車・二輪車・車体（1/1スケールモデル、カットシャシ、カットボディ等を含む）の使用は、「製品をより分かりやすく展示するための手段」に限定し、来場者の誘致等を目的として使用することを禁止します。
 - (2)使用する乗用車・商用車・二輪車・車体の当該車種に関する説明や宣伝をすることを禁止します。
- 4) 出品物は原則として日本の国内法に照らし、これに触れる場合は出品することができません。但し、参考出品物を除きます。
- 5) 出品物の販売契約は自由ですが、即売は厳禁とします。また、売約済の表示をしたり、購入者の名前、販売数量等を表示することも禁止します。

4-2 小間の基本構造

- 1) 事務局が施設する基礎小間は、「システムパネル」構造とし、小間の大きさは、間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7mとします。（詳細は「4-4部品・機械器具部門基礎小間図」参照）
- 2) 同一出品者が2小間以上連続して使用する場合の小間中仕切及び角小間の側壁は設けません。（政府出品、共同出品も同一出品者とみなします）
- 3) 基礎小間には、統一したデザイン・書体の小間番号表示板を掲示します。（「4-4部品・機械器具部門基礎小間図」参照）
- 4) 出品者は、事務局の承認なしに基礎小間の移動、または構造の変更をすることを禁止します。
- 5) 基礎小間はリース品のため、ショー終了時には原状回復し、残置して下さい。損傷または紛失した場合の損料は出品者の負担とします。

4-3 施設物の制限

- 1) あらゆる出品物及び施設物は、下記を除き、基礎小間の外に突出することを禁止します。
 - (1)基礎小間取付用付属部品を使用して、基礎小間上端に取り付ける照明器具及びスピーカー。
 - (2)小間仕切線（壁面小間の壁面に沿った面を除く）より50cm以上セットバックした範囲（内側）に設置する高さ4.0m以下の施設物。（下図参照）



- 2) 基礎小間（システムパネル）へ直接施設物を取り付ける場合は、カットニングシートの貼付等で原状回復が可能なものに限ります。（禁止例：基礎小間を損傷する釘、鋸、穴開け、切断等）
- 3) **重層構造となる施設物**
10小間以上の出品者（共同出品者は、その合計小間数を基準とする）に限り、二階建施設を設置することができます。施工については、「6-5二階建施設」の設置条件を厳守して下さい。
- 4) **床**
 - (1)小間内はバリアフリーに配慮した設計または運営計画としてください。
 - (2)一般来場者が利用する床を床上げする場合は、角の処理など躓き防止の安全対策を講じて下さい。
 - (3)館内の共通通路カーペットは、事務局にて一括施工します。

5) 照明

出品物に対する照明は自由としますが、来場者の危険防止には充分留意して下さい。

6) 既設建物の利用

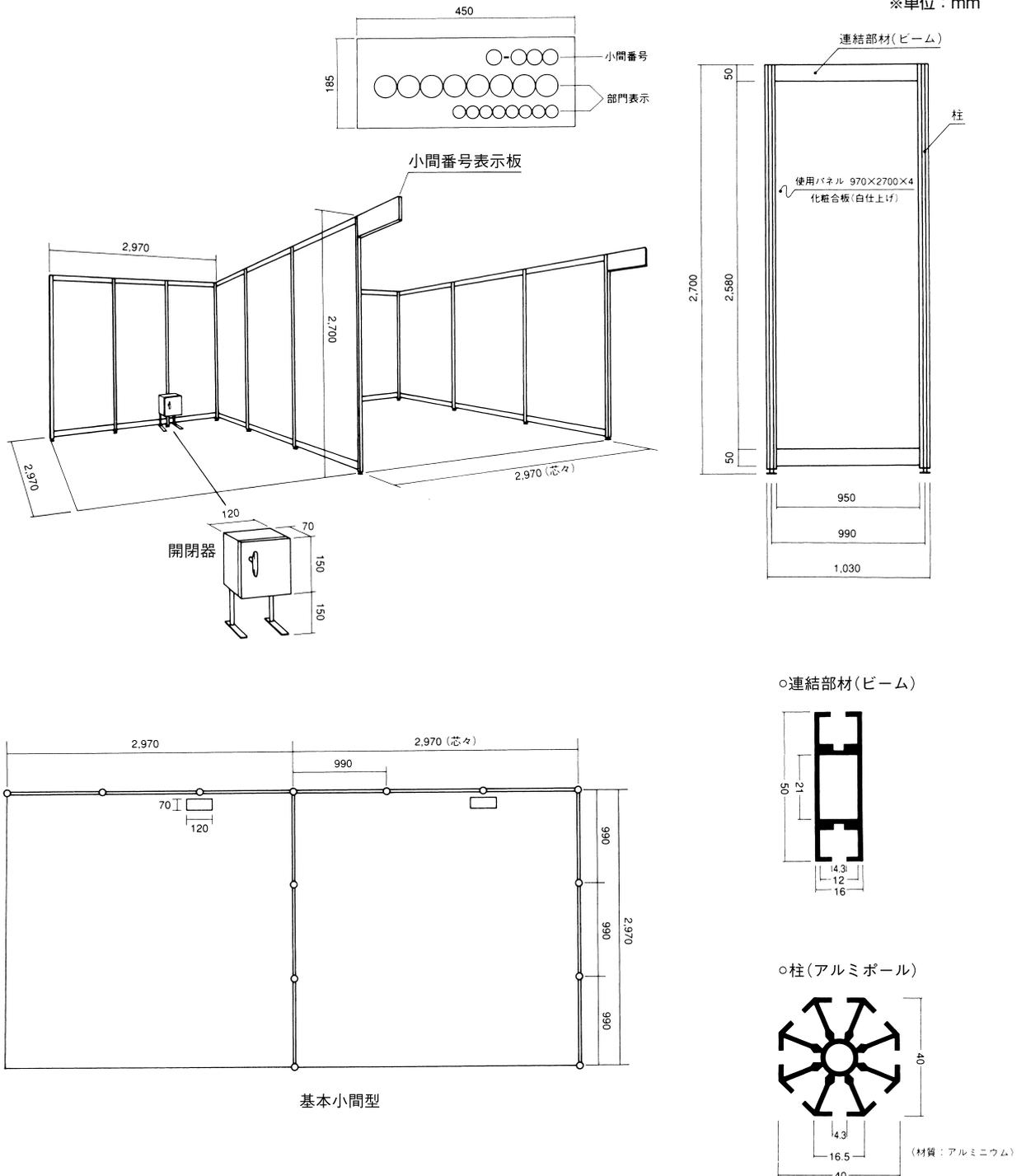
既設の建物より、出品物、装飾施設物等を吊下げ、またはこれらにもたせかけることを禁止します。

7) 柱の利用

ホールの柱に面する出品者（別途指定）が柱を利用する場合は、高さ2.7m以内とし、柱に排煙用窓開閉装置が設置されている場合は展示品、装飾品等で隠蔽したり操作の支障とならぬよう施工して下さい。

※単位：mm

4-4 部品・機械器具部門 基礎小間図



5. 搬入・搬出

5-1

搬入・搬出

1) 搬入期間

出品物の搬入及び展示施設の施工期間は次の通りとします。

【乗用車・商用車・二輪車・車体（屋内展示）部門】

2007年(平成19年)10月15日(月)午後6時～23日(火)午後6時

※天井吊り限定の施工時間 平成19年10月15日(月)正午～午後6時 (詳細は出品者ニュースにて案内)

【部品・機械器具部門】

2007年(平成19年)10月17日(水)午前8時～23日(火)午後6時

【車体（屋外部門）】

詳細については、出品者ニュース等にてご案内致します。

2) 搬出期間

ショー終了後の出品物及び施設物の搬出期間は、全出品者とも次の通りとします。

2007年(平成19年)11月11日(日)午後8時～14日(水)午後5時

※11月14日(水)午後5時までに撤去されない出品物及び施設物については、事務局で適宜処分し、その撤去費用は出品者の負担とします。

3) 作業時間

原則として午前8時より午後6時までとします。作業の都合上やむを得ず作業を延長する場合は、当日の午後5時(早朝の場合は前日の午後5時)までに各ホール事務局に届け出て下さい。

4) 会期中の搬入・搬出及び施工

会期中特別に出品物の搬入搬出を行う場合は、各ホール事務局に報告し、作業は閉場30分後から開場1時間前の開場時間外に行ってください。この場合は、出品者の立ち会いを条件とします。

(1)展示車両の入れ替えなどを行う場合は、共通通路カーペット等を汚損しないよう注意して下さい。

(2)エンジンを始動して車両を移動する場合は、安全・換気に留意して最小限度の範囲で行ってください。

5) 深夜時間帯の残業（有料）について

搬入搬出期間を除く、会期中の深夜時間帯の残業は有料とします。

(1)対象期間 : 2007年(平成19年)10月29日(月)午後10時～11月11日(日)午前8時

(2)対象時間 : 午後10時以降、翌朝午前8時までの間

(3)残業単価 : 10,500円/時間(消費税5%を含む)

※各ホール事務局への届出制とし、後日出品者に請求します。(詳細は出品者ニュースにて案内)

※残業申請時間内はホール照明を半灯とし、終了時刻をもって消灯とします。

6) 作業上の留意事項

(1)作業にあたっては出品者の立ち会いを条件とします。運送業者等に委託する場合も同様とします。

(2)重量物の搬入搬出・据付設置にあたっては、「6-4 重量物の展示」に基づき床面に集中荷重がかからないよう分散措置をして下さい。特にクレーン車等は車両固定装置を直接床面に接して作業することはできず、この場合は必ず養生板を敷いて下さい。なお、展示ホール内のピット蓋部分には車両固定装置の設置を禁止します。

(3)館内は禁煙とします。喫煙は所定の喫煙場所をご利用下さい。

(4)塗料等の危険物の持込みは、補修用等一部の塗料に限定し、必要最小限として下さい。また、塗装作業時はその周辺を火気厳禁とするとともに、消火器を準備して下さい。

(5)アセチレン、アーク溶接等を用いて作業する場合は、消火器を準備するとともに、火花の飛散する範囲には可燃物を置かないで下さい。

(6)通路、避難口、消防用設備の使用障害となる付近には、装飾用資材等を集積しないで下さい。

(7)作業に従事或いは作業場内に立ち入る場合は、必ず安全帽、安全靴、高所作業時には安全帯等を着用し、事故のないよう充分注意して下さい。

(8)フォークリフト等の特殊自動車の運転は有資格者が行い、安全運転に留意して下さい。

(9)施工終了後は、展示ホール壁沿いに台車、はしご、ローリングタワー、資材箱、工具箱、塗料等の放置が無いよう、管理徹底をお願いします。

7) 出品関係業者バッジ

(1)会場内で作業にあたる作業員は、事務局指定の「出品関係業者バッジ」を常時着用して下さい。

(2)出品関係業者バッジの事前購入(1個100円)は、所定の書式(Webオンラインページ)よりお申込み下さい。

(3)有効期間: 搬入・搬出期間及びプレスデーを含めた会期中の開場時間外(閉場30分後から開場1時間前まで)

8) 自社小間への荷物の送付

物品等を会場に送付する場合は、送り状に小間番号、担当者の会場での問い合わせ先を明記の上、各社出品ブースで直接お受け取り下さい。なお、事務局では物品の預かり・保管は一切致しません。

〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬2-1

幕張メッセ(東京モーターショー)

小間番号〇〇〇、出品者名〇〇〇〇〇〇〇〇、担当者名〇〇〇〇〇

携帯電話 090-0000-0000

※備考欄に会場での連絡先(携帯電話等)をご記入ください。

9) 搬入・搬出車両

(1) 車両の経路

搬入・搬出車両の場内での混雑緩和策として、下図の通り展示ホールを色によりブロック分けし、車両の進入・退出ゲートを定めます。出品者の搬入・搬出車両は、事前に配布する色別の搬入出車両ステッカーにより、それぞれ指定のゲートを使用して下さい。

なお、会場周辺の道路は駐車禁止となっており厳しく規制されている上、会場内は大変混雑するので、待機車両については、幕張メッセ常設駐車場Lブロック（無料）を利用し、効率的に車両を移動させて下さい。

また、会場内の混雑を避けるために、搬入・搬出作業は原則として小間内で行うものとし、特に場内外周通路での作業、駐車は厳禁とします。

※搬入・搬出車両の入場等、詳細については出品者ニュースにて案内致します。

(2) 人員輸送車両

人員輸送のための車両（バス、乗用車、二輪車）は搬入出期間並びに会期中とも会場内への乗り入れ及び駐車は禁止するので、最寄りの駐車場を利用して下さい。

(3) 開場時間中の場内への車両乗入れ

開場時間中は会場内には緊急作業等の車両を除いて、原則として車両の乗入れ、駐車を禁止します。やむを得ずカタログ等を搬入する場合は手押しの台車等で行って下さい。

(4) 開場時間外の場内への車両乗入れ

会期中開場時間外の搬入出については、閉場30分後～開場1時間前までとし搬入口は下記のみとします。

西・中央・東ホール：搬入出口（東2）

北ホール：搬入出口（西2、東3）

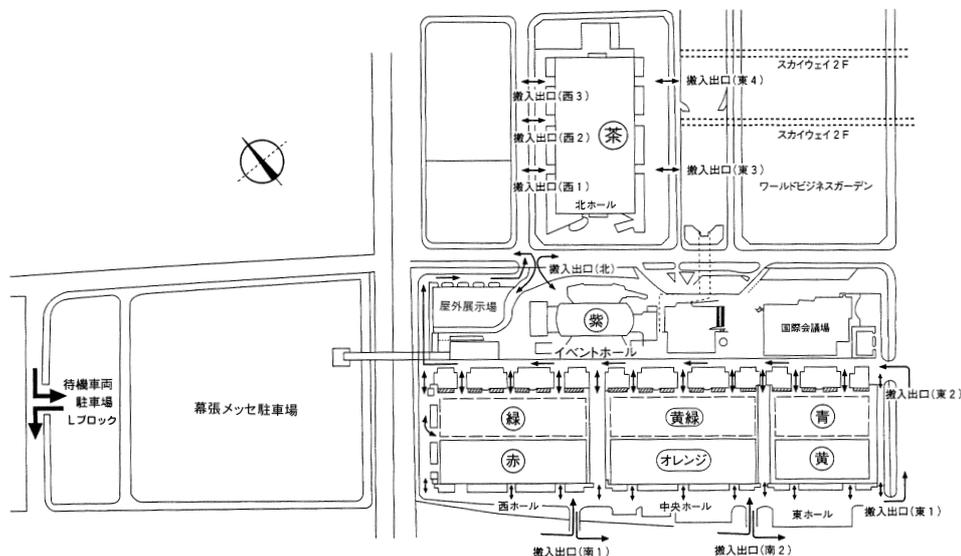
イベントホール：（北）

(5) 搬出車両

搬出車両（台車等は除く）の場内乗入れについては下記の通りとします。

| 対 象 | 日 時（時間は前後する可能性あり） |
|---------------------------|------------------------------|
| 優先搬出車両*（乗用車・商用車・二輪車・車体部門） | 2007年（平成19年）11月11日（日）午後8時～ |
| その他の車両 | 2007年（平成19年）11月11日（日）午後10時頃～ |

※優先搬出車両証：車両部門の出品者を対象に枚数を限定して別途配布致します。



車両の進入・退出ゲート

| ホール別出品者 | 進入ゲート | 退出ゲート | 色別ステッカー |
|-----------|----------------------|----------|---------|
| 西ホール（南側） | 搬入出口（南1） | 同 左 | 赤 |
| 〃（北側） | 搬入出口（東2） | 搬入出口（北） | 緑 |
| 中央ホール（南側） | 搬入出口（南2） | 同 左 | オレンジ |
| 〃（北側） | 搬入出口（東2） | 搬入出口（北） | 黄緑 |
| 東ホール（南側） | 搬入出口（南2） | 搬入出口（東1） | 黄 |
| 〃（北側） | 搬入出口（東2） | 搬入出口（北） | 青 |
| 北ホール | 搬入出口（西1、西2、西3、東3、東4） | 同 左 | 茶 |
| イベントホール | 搬入出口（北） | 同 左 | 紫 |
| 屋外展示場 | 搬入出口（北） | 同 左 | 紫 |

※優先搬出車両は、指定ゲートとします。

5-2

保税貨物の展示

海外からの出品物及び展示資材等をショー終了後ただちに積み戻す場合は、通常の輸入通関をせずに、展示等申告（運送申告）することにより、保税貨物として展示することができます。

1) 保税展示場の申請

保税展示場の許可申請は事務局で一括して行いますので、保税貨物を展示する出品者は、2007年(平成19年)8月16日(木)までに所定の「保税貨物明細」(Webオンラインページ)より届出を行って下さい。期日までに保税貨物の届出がない場合は、出品、展示ができないことがありますので充分留意して下さい。

2) 保税展示の手続き

出品者が会場へ保税貨物を持ち込むまでの通関業者、荷扱業者の選定は自由ですが、会場内での保税貨物に係る手続き(通関・運送)については下記の通関業者に委託しますので、下記業者を利用してください。

| | |
|---|--|
| (株) 石川組 国際部 〒140-0002 東京都品川区東品川5-9-4 TEL. 03-3474-8102 FAX. 03-5460-9841 e-mail: igl-exhi@ishikawa-gumi.co.jp | (株) ダイトーコーポレーション 千葉支店 海貨グループ 〒299-0107 千葉県市原市姉崎海岸29 TEL. 0436-62-9161 FAX. 0436-62-9165 e-mail: h-asou@daitocorp.co.jp |
|---|--|

5-3

廃棄物の処理

出品者のショー期間中(搬入搬出期間を含む)に発生する残材・廃棄物は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』や『千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例』に基づき、出品者の排出責任と費用負担で適正に処理して下さい。産業廃棄物の処理を廃棄物処理会社に委託する際は、廃棄物管理表(マニフェスト)を交付し、委託した廃棄物が最終処分された事を確認して下さい。廃棄物の処理については、千葉県ビルメンテナンス協同組合幕張メッセ事業所(「1-3お問合せ先」参照)でも受け付けます。

企画・デザイン段階から廃棄物削減を考慮し、3R<リデュース(削減)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)>の推進に努め、産業廃棄物の処理委託にあっても、極力リサイクルができる処理方法を選択しリサイクル率の向上に努めてください。

6. 施工

6-1

幕張メッセ施設諸元

| ホール | 面積 (㎡) | 天井高 (m) | | 搬入出口 (幅×高さ) (m) | | | | 制限床加重 | 最大照度 | |
|-------------|-----------|---------|----------------|-----------------|---------|----------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|--------|
| | | 最高 | 最低 | 南 | 北 | 西 | 東 | | | |
| 西ホール | 1 | 6,827 | 22.6 (16.7) | 15.0 (10.8) | 8.3×5.6 | 2ヶ所 5.2×4.0 | 4ヶ所 5.9×5.6 | — | 49kN/PC板 PC板サイズ 2m×5m 500Lx | |
| | 2 | 6,679 | 27.8 (21.8) | 23.0 (16.7) | 8.3×5.6 | 2ヶ所 5.2×4.0 | — | — | | |
| | 3 | 6,911 | 30.0 (23.9) | 28.0 (21.8) | 8.3×5.6 | 2ヶ所 5.2×4.0 | — | 1ヶ所 8.0×7.4 2ヶ所 5.9×5.6 | | |
| 中央ホール | 4 | 6,911 | 30.0 (23.9) | 28.0 (21.8) | 8.3×5.6 | 2ヶ所 5.2×4.0 | 1ヶ所 8.0×7.4 2ヶ所 5.9×5.6 | — | | |
| | 5 | 6,679 | 27.8 (21.8) | 23.0 (16.7) | 8.3×5.6 | 2ヶ所 5.2×4.0 | — | — | | |
| | 6 | 6,701 | 22.6 (16.7) | 15.0 (10.8) | 8.3×5.6 | 2ヶ所 5.2×4.0 | — | 4ヶ所 5.9×5.6 | | |
| 東ホール | 7 | 6,701 | 22.8 (14.8) | 15.0 (10.8) | 8.3×5.6 | 2ヶ所 5.2×4.0 | 4ヶ所 5.9×5.6 | — | | |
| | 8 | 6,944 | 24.2 (18.0) | 21.2 (14.8) | 8.3×5.6 | 2ヶ所 5.2×4.0 | — | 4ヶ所 5.9×5.6 | | |
| 北ホール | 9 | 9,213 | 34.0 (33.5) | 16.0 (14.5) | — | — | 10×4.6 | 10×4.6 | | 49kN/㎡ |
| | 10 | 4,617 | 20.7 (18.0) | 16.0 (14.5) | — | — | 10×4.6 | 10×4.6 | | 29kN/㎡ |
| | 11 | 4,569 | 20.7 (18.0) | 16.0 (14.5) | — | — | 10×4.6 | 10×4.6 | | |
| イベント ホール | 3,098 | 27.0 | — | 4.5×3.8 | 4.5×3.8 | — | — | 39kN/PC板 | 1,500Lx | |

※展示ホールの天井高については、最高、最低ともに屋根裏天井面、()内は梁下部分天井面の数値となります。

※展示ホールの外周路は、高さ3.8mを超える車両は通行できません。(南広場を除く)

6-2

展示ホール建物に係わる工作

- 1) 既設の天井・壁面・アネモ・ガラリ・配管・配線類を支持物として使用することは禁止します。また天井、壁、柱、扉、窓、ガラス、梁、可動間仕切、ピット内への直接工作は禁止します。
- 2) 消火栓・消火器・放水銃・火災報知器・誘導灯・排煙窓開閉装置等の防災設備周辺及び点検口周辺は、展示物品、装飾品等で隠蔽しないで下さい。また、防災上の諸活動並びに避難誘導等の障害をきたさないよう工作して下さい。
- 3) 空調関係設備の吸込み口・吹出し口周辺は、展示物品・装飾品等で隠蔽しないで下さい。

6-3

床面工事 (アンカーボルトの使用)

西・中央・東・北ホール (国際展示場1~11ホール) 内及びイベントホールアリーナ内では施設物の固定等のため、ホールインアンカーを使用することができます。

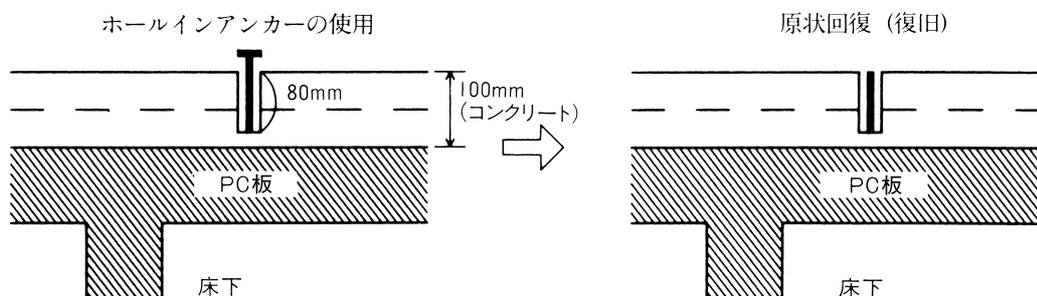
1) 使用申込

アンカーボルトを使用する場合は、2007年(平成19年)9月6日(木)までに所定の「アンカーボルト使用届」(Webオンラインページ)より届出を行うとともに、「アンカーボルト使用位置図」を2部、事務局に提出して下さい。また、設営後に変更があった場合には、すみやかに「アンカーボルト使用位置図」を2部、各ホール事務局に提出して下さい。

2) 留意点

- (1)床断面は下図の通り、ホールインアンカーの長さは80mm以下にして下さい。
- (2)床面ピット蓋部分及びピット内には使用しないで下さい。
- (3)PC板へ影響を与えないよう施工して下さい。

- (4) イベントホールにおいては、床面ポスト用開口部（中心から15cmの範囲）及びマンホールの部分には使用しないで下さい。
- (5) 原状回復は下図の通り埋め殺しとし、頭部が床面より出ている場合は水平面までサンダーで切断して下さい。ハンマーによる打ち込みや、ガス熔断、引き抜きは禁止します。



3) 使用料

床復旧協力費として、アンカーボルト使用料をショー会期終了後に別途請求書を発行しますので、期日までに納入して下さい。

※アンカーボルト使用料：1本につき1,050円（本体1,000円＋消費税5%）

6-4

重量物の展示

展示ホール床面の下部は、下図のとおりPC板、ピット、杭による一体的な構造であり、床面への荷重はPC板、ピットへ伝達し、全て杭で支持されているため、重量物の展示にあたっては、PC板、ピット、杭それぞれの許容荷重を考慮して下さい。（実演を伴う展示にあたっては、重量物の重量を動荷重とします）

1) 西・中央・東ホール（1～8ホール）

(1) 許容荷重

PC板 49kN/枚（一枚は2m×5m）

※PC板の上部は、コンクリート（100mm）で覆われているため表面からPC板の位置は確認できません。

ピット 245kN/本（一本はピット梁12mの長さ）

杭 735kN/本

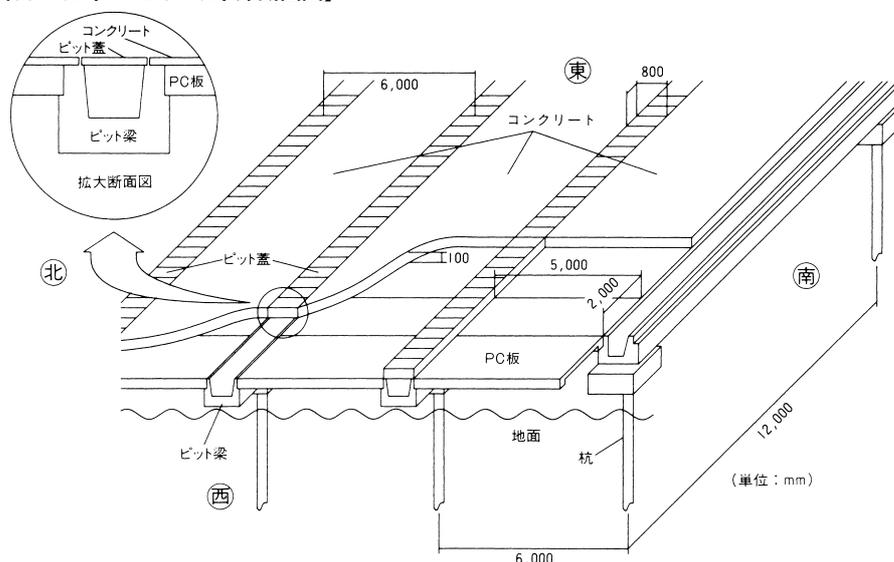
※なお、下記の重量物の展示の場合は事務局へ申し出て下さい。

- 一枚のPC板に49kN、一本のピット梁に245kNを超える荷重がかかる重量物の展示。
- 245kNを超える重量物の展示
- 実演の際、厳しい振動を伴う重量物の展示。

(2) 展示方法

重量物の展示は、何枚のPC板に荷重が分散されているかが、展示の可否を決める1つの要因となりますので、1枚のPC板の大きさ2m×5m及びピット位置を十分考慮し接地位置を決めて下さい。

【西・中央・東ホール（1～8ホール）床断面図】

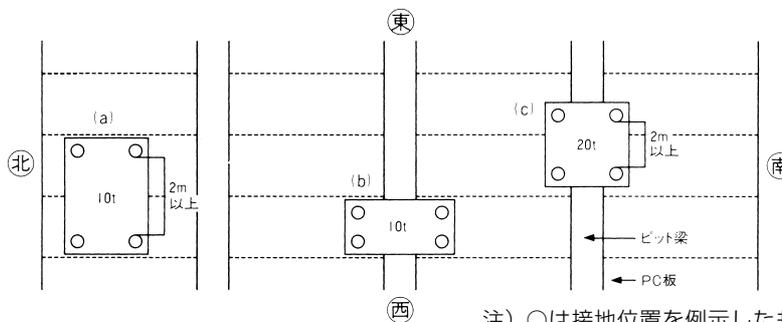


【鉄板による荷重分散を必要としない展示】

1枚のPC板に49kNを超える荷重がかからなく、接地位置（図中○部分）が25cm角以上確保されている場合。

〈展示例〉

- 東西方向（ピット平行方向）に2m以上接地点が離れており、2枚のPC板に荷重が分散されている場合。
- ピットを跨いで接地されている、2枚のPC板に荷重が分散されている場合。
- 東西方向に2m以上接地点が離れており、しかも、ピットを跨いで設置されている、4枚のPC板に荷重が分散されている場合。

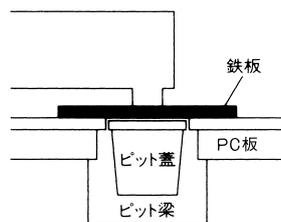


注) ○は接地位置を例示したもので、重量は○に均一に伝達されているとする。

【鉄板による荷重分散を必要とする展示】

- 1枚のPC板に49kNを超える荷重がかからないが、接地位置が25cm角未満の場合、25cm角以上の鉄板等歪まない材料を敷設して下さい。
- ピット蓋に集中荷重がかかる場合
ピットを完全に跨ぐように鉄板（厚み22mm以上）を敷設し、PC板に荷重分散を行って下さい。

〈展示例〉



(3) 搬入出車両の重量制限

- 搬入出の際、ホール内に進入できる車両は総重量30t（車両重量+積載重量）以下とし、タイヤ式で4車輪以上のものに限りませう。
- 展示物の据付の際、クレーンのアウトリガーに荷重をかける場合は、「(2) 展示方法」を参考に鉄板による荷重分散を行って下さい。

2) 北ホール（9～11ホール）

(1) 許容荷重

- 9ホール：49kN/m²かつ東西ピット間6m×南北12mのエリアで8333kN。
- 10・11ホール：29kN/m²かつ東西ピット間6m×南北12mのエリアで8333kN。

(2) ピット蓋上への集中荷重

ピット蓋上へ集中荷重がある場合は、必ずピット梁を完全に跨ぐよう鉄板（厚さ22mm以上）を敷設して下さい。

(3) 搬入出車両の重量制限

ホール内に進入出来る車両は総重量45t（車両重量+積載重量）以下とし、タイヤ式で4車輪以上のものに限りませう。

3) イベントホール

(1) 許容荷重

- PC板 39kN/枚 一枚は2m×5.4m（南北側一部1.2m×5.4m）
※PC板の上部は、コンクリート（100mm）で覆われているため表面からPC板の位置は確認できません。
- 地中梁 245kN/本 地中梁一本は杭間11.8mの長さ
杭 735kN/本

(2) 荷重分散

39kN/枚を超える荷重がかかる場合は、複数のPC板に荷重を分散し（南北方向に2m以上設置点を離す）、PC板1枚当たり39kN以下として下さい。荷重分散方法は、「(1)、(2) 展示方法」を参照して下さい。

(3) 搬入出車両の重量制限

- 搬入出の際、アリーナ内に進入出来る車両は総重量30t（車両重量+積載重量）以下とし、タイヤ式で4輪車以上のものに限りませう。
- 展示物の据付の際、クレーンのアウトリガーに荷重をかける場合は、「(2) 荷重分散」を参考に鉄板による荷重分散を行って下さい。
※アリーナ南北両端のピット蓋、床面ポスト用開口部、マンホールの部分には集中荷重を避けて下さい。

重層構造となる施設は、二階建施設に限り設置できます。設置にあたっては下記事項を厳守し、また来場者の安全にはより一層の配慮をして下さい。

1) 二階建施設の定義

二階建施設とは重層構造となる工作物で、上層は人の利用があり、且つ床高が2.1m以上のものとします。但し、2.1m未満でも下層を来場者の通行、出品物の展示または控室等、何らかの用途に使用するものは、二階建施設と見なします。

2) 二階の床面積

二階の床面積は、付帯する階段及びスロープの面積を含め、500㎡以下として下さい。

3) 高さ

①乗用車・商用車・二輪車・車体部門は、高さ（「3-3 展示構成」参照）を厳守して下さい。

②部品・機械器具部門は、高さ（「4-3 施設物の制限」参照）を厳守して下さい。

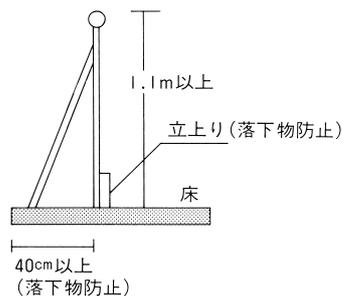
4) 設計及び構造

二階建施設の設計にあたっては、安全性に十分配慮して下さい。また二階の利用目的に応じて下表(1)から(8)項を厳守し、これ以外については、日本の建築基準法に準じた構造として下さい。

■二階建施設の設置要件

| 項目 | 乗用車・商用車・二輪車・車体（屋内展示）部門 | | 部品・機械器具部門 (共同出品小間を含む10小間以上の出品者) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------|---|--------------|----------|---------|----------|--|--------|--|----------------|--|------|----------|--|--|------|----------|--------------|----------|------|--------|
| | 一般来場者の利用 | 商談室等の特定の 利用者に限定 | 事務・応接室等の 特定の利用者に限定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)構造設計 | ①柱、梁、階段、床等の主要構造部分は鉄骨造として下さい。 ②構造設計における仮定荷重は自重のほか、下記による積載荷重を加えた外力に対して、安全な構造として下さい。 ③地震に対して安全性を十分配慮した構造として下さい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)積載荷重 ※1N≒0.102kg | <table border="1"> <tr><td>床荷重用</td><td>3,500N/㎡</td></tr> <tr><td>フレーム、 基礎用</td><td>3,200N/㎡</td></tr> <tr><td>地震力用</td><td>2,100N/㎡</td></tr> </table> | 床荷重用 | 3,500N/㎡ | フレーム、 基礎用 | 3,200N/㎡ | 地震力用 | 2,100N/㎡ | <table border="1"> <tr><td>床荷重用</td><td>2,900N/㎡</td></tr> <tr><td>フレーム、 基礎用</td><td>2,400N/㎡</td></tr> <tr><td>地震力用</td><td>1,300N/㎡</td></tr> </table> | 床荷重用 | 2,900N/㎡ | フレーム、 基礎用 | 2,400N/㎡ | 地震力用 | 1,300N/㎡ | <table border="1"> <tr><td>床荷重用</td><td>2,900N/㎡</td></tr> <tr><td>フレーム、 基礎用</td><td>1,800N/㎡</td></tr> <tr><td>地震力用</td><td>800N/㎡</td></tr> </table> | | 床荷重用 | 2,900N/㎡ | フレーム、 基礎用 | 1,800N/㎡ | 地震力用 | 800N/㎡ |
| 床荷重用 | 3,500N/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フレーム、 基礎用 | 3,200N/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震力用 | 2,100N/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 床荷重用 | 2,900N/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フレーム、 基礎用 | 2,400N/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震力用 | 1,300N/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 床荷重用 | 2,900N/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フレーム、 基礎用 | 1,800N/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震力用 | 800N/㎡ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※二階床に車両、その他の重量物を設置する場合は、それぞれの自重を加算して設計して下さい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3)柱及び基礎の 設計 | ①展示ホール床面の構造及び許容荷重（「6-4 重量物の展示」参照）により、二階を支える柱は、各々の柱軸力に応じて、原則として下記の条件にあった位置に配置し、床面のコンクリート部分にホールインアンカーにて緊結して下さい。 ②柱の軸力が49kN以下或いは98kN以下の場合は床面上(PC板)に配置可能としますが、1枚のPC板に2本以上の柱が配置される場合は、その合計の軸力を対象とします。軸力が98kNを超える場合は、最大245kN以下として、柱脚のベースプレートがピット梁を跨ぐ位置に配置して下さい。 ③脚部に設けるベースプレートの材料、大きさ及び厚さは、床面に充分力が伝達できる構造として適切なものであって、床面の許容荷重に対して荷重の分散をはかるため、次の要件によるものとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr><th>軸力</th><th>ベースプレート</th></tr> <tr><td>49kN以下</td><td>大きさは45cm角以上、厚さ12mm以上の鋼板として下さい。</td></tr> <tr><td>98kN以下</td><td>大きさはピット平行方向に2m以上の長さを確保して下さい。 力の伝達に適切な幅及び厚さとして下さい。</td></tr> <tr><td>98kNを 超える場合</td><td>ピットを完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適切な幅として下さい。 厚さはピット蓋への影響を考慮して22mm以上の鋼板として下さい。</td></tr> </table> | | | | 軸力 | ベースプレート | 49kN以下 | 大きさは45cm角以上、厚さ12mm以上の鋼板として下さい。 | 98kN以下 | 大きさはピット平行方向に2m以上の長さを確保して下さい。 力の伝達に適切な幅及び厚さとして下さい。 | 98kNを 超える場合 | ピットを完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適切な幅として下さい。 厚さはピット蓋への影響を考慮して22mm以上の鋼板として下さい。 | | | | | | | | | | |
| 軸力 | ベースプレート | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 49kN以下 | 大きさは45cm角以上、厚さ12mm以上の鋼板として下さい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 98kN以下 | 大きさはピット平行方向に2m以上の長さを確保して下さい。 力の伝達に適切な幅及び厚さとして下さい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 98kNを 超える場合 | ピットを完全に跨ぎ、且つその長さに応じて力の伝達に適切な幅として下さい。 厚さはピット蓋への影響を考慮して22mm以上の鋼板として下さい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※但し、材料、工法、補助方法等については、事前に（株）幕張メッセと協議を行ったものについては、この限りではありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4)階段 | ①二方向への有効な避難階段を設け、一階部分には共通通路に面した避難動線用の十分なスペースを小間内に設けて下さい。 ②階段の構造は、幅2.4m以上、蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上として下さい。 ③スロープとする場合は、勾配は1/12以下とし、床面は粗面仕上げとして下さい。但し、やむを得ない場合には事務局の確認を得て1/8以下のスロープとすることができます。 ④階段の両側に壁のない場合は手摺を設けて下さい。 | | ①二階の床面積が100㎡以上となる場合は二方向への有効な避難階段を設けて下さい。 ②階段の構造は、幅90cm以上、蹴上げ18cm以下、踏面26cm以上として下さい。 ③スロープとする場合は、勾配は1/8以下とし、床面は粗面仕上げとします。 ④階段の両側に壁のない場合は手摺を設けて下さい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 乗用車・商用車・二輪車・車体（屋内展示）部門 | | 部品・機械器具部門 (共同出品小間を含む10小間以上の出品者) |
|----------|--|--------------------------------|------------------------------------|
| | 一般来場者の利用 | 商談室等の特定の の利用者に限定 | 事務・応接室等の 特定の利用に限定 |
| (5)一階外周部 | 一階は密閉せず、外周総壁面積の50%以上は開放した設計として下さい。 | | |
| (6)二階天井 | 二階には、ルーバー、ネット等透水性のある工法以外の天井張りは設置を禁止します。 | | |
| (7)内装制限 | 一、二階の内装材は下地、仕上げ共に建築基準法で定める準不燃材料または不燃材料として下さい。 | | |
| (8)二階手摺 | 二階の開放部分には高さ1.1m以上の堅固な手摺を設けて下さい。また転倒及び落下防止のため手摺の外側に40cm以上の床突き出しを設けて下さい。(下図参照) | 二階の開放部には高さ1.1m以上の堅固な手摺を設けて下さい。 | |



5) 二階への人数制限

二階の利用は、出品者が適正な人数に規制管理して下さい。特に二階を一般来場者に開放する場合は、利用人数を通行可能な二階床面積1㎡あたり1.5人以下に制限すると共に、混雑対策、避難誘導用の係員を配置して下さい。

6) 二階建施設の設置禁止場所

来場者の安全と消防上の制限により「西・中央・東ホール（1～8ホール）北側壁面側」、「北ホール（9～11ホール）東側壁面側」（階段・エスカレーターに面した場所）、「イベントホールの壁面沿い」（客席に面した場所）への設置を禁止します。

7) 届出等

(1)二階建施設を設置する場合は、事前に事務局と協議の上、下記書類を2007年(平成19年)9月6日(木)までに、所定の「二階建施設設計図届」（Webオンラインページ）より届出を行うとともに、下記書類を事務局に2部提出して下さい。

- 小間設計図、二階建施設設計図（配置図、平面図、立面図）
- 構造計算書及び構造図（二階を一般の利用に使用の場合）
- 消防用設備等設置図（煙感知器、自動火災報知設備、消火器、パッケージ型消火器等）

(2)二階の床面積が100㎡以上の時は、当該部分における防火責任者の業務を補助させるため、防火管理者（有資格者）を配置して下さい。

6-6

天井吊下げ施工

小間内の上空に天井吊下げ施工をする場合は、安全に十分配慮した計画・施工管理に努め、下記の規程を厳守して下さい。

1) 対象部門：乗用車・商用車・二輪車・車体（屋内展示）部門

2) 設置可能範囲（詳細は別途提供する「天井吊り規程図」参照）

小間仕切り線から1.0m以上セットバックした範囲で計画してください。但し、放水銃・煙感知器等の消防設備や他の施設との干渉が発生する場合は、別途調整します。

3) 高さ制限

天井より吊下げる施工物の高さ制限を原則6m以下とします。

但し、下記の物品に限り6mを超え8m以下の空間に設置することができます。

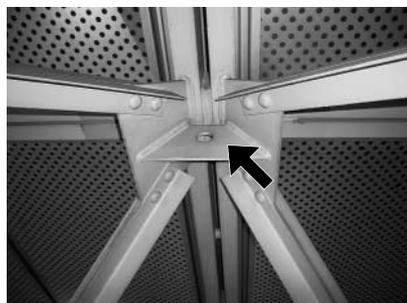
照明トラス、照明機器、スピーカー等の音響機材（モニター、ディスプレイを除く）、ルーバー、天井幕、ブランド・ロゴ表示。

※6mを超え8m以下の空間に天井張り等をする場合には、歩行距離20mごとにパッケージ型消火設備（I型）を設置して下さい。

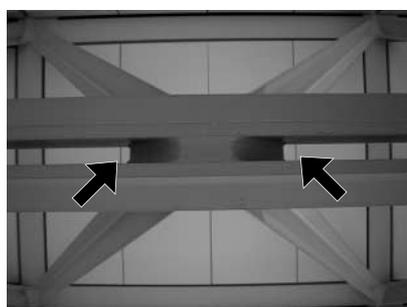
※吊り構造トラス、ワイヤー、チェーン、モーターボックス等の機器は、不燃・難燃材料であることを前提として高さ規制外とするが、目立たない配色（シルバーなど）のものを使用して下さい。

4) 吊り位置と重量

- (1) 自社小間内の垂直上に位置する施設天井の吊物用プレートを使用して下さい。吊物用プレート以外の既存施設物（梁、柱、配管など）から吊下げは一切禁止します。但し、出品小間の垂直上に吊物用プレートがない場合は、(株)幕張メッセとの事前の協議により、吊物用プレート以外からの吊下げが可能となる場合があります。



西・中央・東(1-8)ホール 天井躯体と吊物用プレート写真



北ホール(9-11)天井躯体と吊物用プレートの写真

- (2) 吊物用プレート箇所数と一箇所当たりの重量制限

・西・中央・東ホール(1~8ホール)：540ヶ所/1ホール

概ね東西南北の各方向から3m間隔にあり、重量制限は450kg/1ヶ所とします。

・北ホール(9~11ホール)：387ヶ所/1ホール、172ヶ所=10・11ホール、東西方向3m、南北方向6m間隔にあり、重量制限は900kg/1ヶ所とします。

※詳細位置は別途提供する「天井吊り規程図」を参照。

5) 電源供給

各社小間内の展示場床面に開閉器を設置し供給しますので、電気工事設計図(「7-1 電気」参照)に開閉器の希望位置を明記し、提出してください。また、開閉器から吊下げトラスへの配線は各社の責任において各自施工してください。

※展示ホール天井からの電源供給はできません。

6) 留意点

- (1) 周囲の出品者の視界や、ホール内の見通しの妨げにならないよう配慮した計画、配色として下さい。
- (2) 照明の垂直照射が自社小間内に落ちるようにして下さい。
- (3) 照明の光線や熱が、来場者や他の出品者の迷惑にならないよう配慮して下さい。
- (4) 空調の吹き出し口付近、搬入出口*からの風の吹き込みによって吊りあげたものが煽られるなどの危険が発生しないよう、充分考慮した安全な設計として下さい。
*開場時間中、搬入出口は来場者の出入口として常時開放となりますが、強風時・寒冷時には閉鎖する場合があります。
- (5) 設置機材には補助ワイヤーを取り付けるなどの安全措置を施して下さい。
- (6) トラス本体を装飾する場合は、使用するトラス幅(幅250~600mm程度)の範囲内に収めて下さい。
- (7) 天井幕は、防火材料のメッシュ或いはネットとし、透水性・排煙性が確保できる工法以外は禁止します。なお、放水銃位置の周囲6m以内(1,6,7,8ホール)は天井張りを禁止します。
- (8) 装飾トラスを吊るためのチェーンは安全のため、装飾用トラスの継ぎ部分に緊結するとともに、落下防止用ワイヤーを装飾用トラスより1m以内で設置して下さい。
- (9) 会期中に吊りトラスを設置位置から下ろしてメンテナンス等の作業を行う場合は、各ホール事務局に報告し、閉場30分後から開場1時間前の開場時間外に行ってください。
- (10) 搬入・搬出期間および会期中を通じて、吊構造に起因する事故が発生した場合、すべての責任を出品者が負うものとします。
- (11) 装飾用トラスにスピーカーを取り付ける場合は、取付角度をスピーカーの中心軸が垂直下向きから45°以内とし、且つ自社小間の小間仕切線を越えないようにして下さい。(「8-2音響設備の運用」を参照)

7) 吊下げ禁止例

- (1) 緞帳、垂れ幕、旗類など風の影響を受けやすい形状・材料のもの、また風の影響を受けやすい工法は禁止します。
- (2) 吊下げトラス等に揺れを発生させる演出・照明機器の取り付けを禁止します。
- (3) 演出・照明機器や装飾用トラス自体を上下に可動させる演出は禁止します。但し、装飾用トラスに固定された照明機器が照射方向を変えるムービングライト等の設置は可とします。

8) 事前確認と申請書類について

吊下げ施工を計画する場合は、事前の申請が必要となりますので、2007年(平成19年)9月6日(木)までに所定の「天井吊下げ工事届」(Webオンラインページ)より届出を行うとともに、下記書類を事務局に2部提出して下さい。

なお、申請内容が上記規程に合致しない場合は仕様変更を求める場合があります。

- (1) 吊構造仕様書(平面図、立面図)
- (2) 重量配分図
- (3) 吊下げ機器類の数量と消費電力
- (4) 天井幕(メッシュ、ネット等)を使用する場合はサンプルを提出して下さい。
- (5) 施工業者と責任者名

6-7

消防上の規定

1) 展示施設の材料(防災規制)

展示施設の材料は不燃材料、準不燃材料、難燃材料のものを使用して下さい。やむを得ず可燃性のものを使用する場合は下記によることとします。

- (1) 展示用合板、じゅうたん等の床敷物、工事中シート、カーテン、どん帳、布製ブラインド、のぼり旗、装飾幕等の物品は、防災性能(建築基準法第1条第6号に定める難燃材料以上に該当するものを含む)を有するものを使用して下さい。
- (2) 防災物品には一つ一つの物品の見やすい箇所に、消防法施行規則に定める防災表示を附して下さい。

<防災表示例/単位: mm>

| | |
|--|--|
|  <p>消防庁登録者番号 防 炎 登録確認機関名</p> |  <p>消防庁登録者番号 防 炎 登録確認機関名</p> |
| 布製のブラインド、展示用の合板、どん帳その他これに類する舞台において使用する幕、大道具用の合板及び工事中のシート及びそれらの材料 | じゅうたん等及びその材料 |

2) 禁止行為と解除

(1) 総則

千葉市火災予防条例第23条により、会場内での次の行為は禁止されております。

① 喫煙(マッチ、ライター等で点火し、喫煙する一連の行為)

※東京モーターショー会場内では所定の喫煙場所以外を禁煙とします。

② 裸火の使用

「裸火」とは気体、液体、固体燃料を使用、炎、火花を発生させるもの又は器具の発熱部を外部に露出するもの。(発熱部が焼室、風道、庫内に面しているトースター、ヘアドライヤー、オープン等を除く)但し外部に露出した発熱部が可燃物に触れた場合、着火するおそれのあるもの(表面温度400℃以上)も裸火に含まれます。

③ 危険物品の持ち込み

「危険物品の持ち込み」とは、千葉市火災予防条例施行規則第14条に掲げる「危険物品」を持ち込む全ての行為とします。

(2) 禁止行為の解除

裸火の使用または危険物品の持ち込みについては、下記の承認条件をもって事前に申請をし、所轄消防署長(美浜消防署長)が諸般の状況から火災予防上支障がないと認めた場合には、必要最小限度の範囲に限り禁止行為の解除を認めます。禁止行為の解除申請を行う場合は、2007年(平成19年)9月6日(木)までに、所定の「禁止行為解除承認申請」(Webオンラインページ)より届出を行うとともに、配置図・平面図、その他必要な図面を事務局に2部提出して下さい。

事務局ではこの申請書を所轄消防署に一括提出し、承認されたものについて許可を与えます。

■裸火使用の承認要件

- ①周囲及び上方可燃物から安全な距離が確保されていること。
- ②可燃物の転倒又は落下物等のおそれがないこと。
- ③防火責任者等による監視、消火等の体制が講じられていること。
- ④使用者が裸火を容易に停止できる措置が講じられていること。
- ⑤裸火使用行為ごとに、消火器（10型）が設置されていること。
- ⑥出入口、階段等から水平距離5m以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く）
- ⑦危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5m以上離れていること。（不燃材料等で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く）
- ⑧承認できる範囲は、次によること。
 - a. 電気を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器
 - b. 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器
 - a) 消費量は、1個につき58KW（50,000kcal）以下、かつ総消費量は1区画（幅5m以上の通路により他の区域と仕切られている区域）175KW（150,000kcal）以下であること。
 - b) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式器具を除く）
 - c) 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。
 - c. 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具及びその他の機器（但し、展示に伴う実演に限る）
 - d. 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具（但し、展示に伴う実演に限る）
 - e. 火炎を有するものは、火炎の長さが20cm以内であること。

■危険物品持ち込みの承認要件（展示場）

- ①防火責任者等による監視体制が講じられていること。
- ②危険物品、貯蔵取扱い行為ごとに消火器（10型）が設置されていること。
- ③出入口、階段等から水平距離3m（危険物〈危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く〉の場合にあっては6m）以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く）
- ④火気使用場所から水平距離5m以上離れていること。（不燃材料で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く）
- ⑤保管は密栓し、他の物品と隔離すること。
- ⑥承認できる範囲は、同一承認範囲内に存する公衆の出入りする部分と合算して、次によること。
 - a. 危険物は、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。
 - b. 可燃性固体類及び可燃性液体類は、千葉市火災予防条例別表第3に定める数量の10分の1未満であること。
 - c. 可燃性ガス（ガス法の適用を除外されている液化石油ガスに限る）は、ガスの総質量が5kgに相当する個数未満であること。

※危険物品持ち込みに含まない行為

- ①屋内展示場で行われる危険物品の展示行為（実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉されたものに限る。）
- ②車両等の展示行為（原動機始動を伴うものを除く）
- ③潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込み又は使用する行為。
- ④可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為。
- ⑤動・植物油を調理（煮沸行為を除く）に使用する行為。
- ⑥日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為。

※承認要件の補完措置

禁止行為の解除申請の内容に応じて、前記諸条件のほか、消防署長が特に必要と認める安全措置を講ずること。

※解除承認の取消

次の場合には解除承認が取り消されます。

- ①承認要件不履行の場合。
- ②解除承認場所から火災を発生させた場合。
- ③建物又はその部分の構造・設備の変更により、解除承認に係る事項が火災予防上危険であると認められた場合。

3) 平屋建物の天井張り等の制限

あらゆる施設物にルーバー、ネット等透水性のある工法以外の天井張り、屋根等を設けることは、原則として禁止します。天井又は屋根等による遮光、遮音、断熱又は防塵等の措置を講じなければ展示物品の持つ機能が生かされず、また低下するなど展示目的が果たされない場合は、天井面に使われる材料は「1）展示施設の材料」を満たす製品を使用して下さい。但し、100㎡以上となる遮音効果等のため密閉空間を要する施設の場合は、「4）消防用設備に関する設置要件」を満たすこととします。

4) 消防用設備に関する設置要件

(1) 消火器の設置

消火器は次により設置して下さい。

- ① 禁止行為の解除承認場所ごとに、消火器（10型＜日本での認定を受けている製品に限る＞）を1個以上設置するとともに、消火器である旨の標識を掲示して下さい。
- ② 通行または避難に支障がなく、かつ使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設置して下さい。
- ③ 消火器は、点検済のものを設置して下さい。
- ④ 消火器は、搬入初日より設置して下さい。

(2) 平屋建物の天井張り等をする場合（ルーバー、ネット等透水性・排煙性の材料以外を使用する場合）

- ① 自動火災報知設備の煙感知器は、天井面150㎡につき1箇所以上設置。
- ② 60cm以上の下がり壁等で仕切られた空間につき1箇所以上設置。
- ③ 消火器（10型）は、歩行距離（水平距離ではない）20mにつき1本設置。
- ④ 床面積が100㎡以上となる場合には、二方向以上の避難通路を確保して下さい。
※床面積100㎡以上の壁等で仕切られた空間の場合も、二方向以上の避難通路を確保して下さい。
- ⑤ 客席が200㎡を超える場合は、「建築基準法第12条5項に基づく報告書」を(株)幕張メッセに提出して下さい。

(3) 天井吊下げ施工により6mを超え8m以下の空間に天井張り等をする場合は、歩行距離20mごとにパッケージ型消火設備（I型）を設置して下さい。（「6-6天井吊下げ施工、3」）参照）

(4) 二階建施設を設置する場合

① 煙感知器の設置（1階天井部分）

- a. 天井面150㎡につき1箇所以上設置。
- b. 壁で仕切られた空間（1㎡以上）につき1箇所以上設置。
- c. 60cm以上の下がり壁等で仕切られた空間につき原則1箇所以上設置。

※消防設備士の資格を有する者が設置し、設置後「消防用設備等設置届出書」を各ホール事務局に提出して下さい。

※自動火災報知設備は日本での認定を受けている製品を使用して下さい。

※小間内に設置する自動火災報知設備の受信機は、控え室等の人が常駐する場所に設置して下さい。

② 消火器（10型）の設置

- a. 1階部分、2階部分の両方に設置
- b. 歩行距離（水平距離ではない）20mにつき1本設置

③ 非常口表示灯・サインの設置

既存の非常口表示が小間施設の設置によって、見えにくくなった場合は非常口サインの追加や、床面への誘導灯の追加をして頂く場合があります。

(5) 二階を一般来場者の利用に供する場合及び二階の床面積が200㎡を超える場合「(4)二階建施設を設置する場合」の設置内容に加え、下記の消防用設備が必要となります。

① 煙感知器は幕張メッセ総合管理センターと直結することとなります。

（工事は事務局が一括して行い、費用は出品者の負担となります。）

② 消防設備士の資格を有する者は、事前に「消防用設備等着工届出書」を、施工後に「消防用設備等設置届出書」を各ホール事務局に提出して下さい

③ パッケージ型消火設備の設置

- a. 1階部分に設置
- b. I型については、歩行距離（水平距離ではない）20m以内につき1台設置
- c. II型については、歩行距離（水平距離ではない）15m以内につき1台設置

※消防設備士の資格を有する者が設置して下さい。

※パッケージ型消火設備は日本での認定を受けている製品に限定します。



消火器（10型）



パッケージ型消火設備（I型）

7. 設 備

7-1 電 気

1) 電気使用申込

自社の出品小間に電気を希望する場合は、2007年(平成19年)8月16日(木)までに、所定の「電気使用申込」(Webオンラインページ)より申込みを行うとともに、「電気工事設計図」を2007年(平成19年)9月6日(木)までに事務局に2部提出して下さい。

また、「電気工事設計図」の図面協議を電気工事業者の立ち会いの上で実施します。会場、時間等は事務局から別途連絡致します。(2007年(平成19年)9月中旬を予定)

2) 電気供給限度及び電気方式

(1)電気幹線工事(一次工事)にて供給する電気方式、周波数は次の通りです。

| 電気方式 | 周波数 | 区分名称 | 備考 |
|-------------------|-------|------|--------------|
| 交流単相3線式 105V/210V | 50ヘルツ | 電灯 | 会場標準電気(電灯)幹線 |
| 交流三相3線式 210V | 50ヘルツ | 動力 | 会場標準電気(動力)幹線 |

(2)定電圧、定周波数または特定の電圧、周波数を必要とする場合は、出品者において必要な装置を設置して下さい。

(3)蛍光灯、高圧水銀灯は、定格容量の150%(5割増)とします。

(4)1PS(馬力)は1KWに換算します。

3) 工事費と使用料

(1)電気幹線工事(一次工事)は事務局で小間内の一端まで配線します。

なお、申込容量20KW迄は電灯、動力共1回路ずつ、20KW以上の申込容量に対しては、出品者の希望により20KW毎に1回路の目安で開閉器を設けます。

(2)小間内電気工事(二次工事)は出品者において施工するものとし、その設備費ならびに電気使用料は出品者の負担とします。

(3)展示電灯・展示動力とも0.1kwにつき下記料金とします。(消費税5%込)但し、0.1kw未満は0.1kwとして扱います。

①電気幹線工事費(一次工事) 2,360円

②電気使用料(期間を通して) 2,100円

(4)電気幹線工事費および電気使用料は、上記料率により請求書を発行しますので期日までに納入して下さい。

4) 小間内電気工事

(1)電気工事は電気工事士法に基づく所定の資格を有する者が施工して下さい。

(2)電気工事業者は電気事業法、電気設備技術基準の関係法令に基づき、遺漏のないよう施工して下さい。

(3)小間内電気工事は電気工事設計図に従って2007年(平成19年)10月23日(火)までに完了して下さい。

(4)電気用品は規格適正品を使用して下さい。蛍光灯、高圧水銀灯は高力率を使用して下さい。高電圧ネオン(設備容量2KVA以上)の使用は禁止します。

(5)異常電波を発信する機器、その他、保安に関わりのある機器の設置に関しては、事前に事務局と協議して下さい。

(6)配線は原則としてケーブル工事として下さい。

(7)配線は小間境界線より通路側に突出して配線しないで下さい。

(8)電線の接続は圧着端子を使用し、コードの流し引、又は接続器なしにコードを接続しないで下さい。

(9)小間内には主開閉器を設け、漏電ブレーカーを使用して下さい。又分岐開閉器を設ける場合は、分電盤を設けて下さい。

(10)人が触れるおそれがある機器または対地電圧が150Vを超える機器は、必ず接地工事を施して下さい。接地線は1.6mm以上として下さい。

(11)白熱電灯、抵抗器、その他の熱を発する機器は、可燃材と接触したり、また可燃物を加熱するおそれのないよう設置して下さい。また機器の配置は、来場者の危険とならないよう十分注意して下さい。

(12)施工にあたっては特に火災の防止、人体または財物の損傷、その他の事故予防に万全の注意を払って下さい。

(13)電気工事完了時には送電に先立つ安全の確認、メガリングテスト、アースチェック等を実施し、そのデータを所定の「電気工事落成届」に記入し事務局(各ホール電気室)に提出して下さい。

5) 電気設備の検査

(1)出品者側において小間に施工された電気設備は、工事完了後速やかに事務局に届出て検査を受け、その使用承認を得て下さい。

(2)検査は経済産業省令電気設備技術基準、及び内線規程、自家用電気工作物保安規程、千葉市火災予防条例に照らし実施します。

6) 電気設備の保守

小間内電気設備の一切の保守は各出品者で行ってください。また事故防止と万一の事故に備え、各出品者の電気工事業者は、原則として会場に常駐して、保守点検に遺漏のないようにしてください。

7) 小間内への送電

(1)電気の供給は原則として2007年(平成19年)10月23日(火)~11月11日(日)までとします。

(2)期日前に機械の調整、試運転のため、特に電気の供給を必要とする場合は、可能な範囲において供給しますので投入期間中に事務局(各ホール電気室)に届出て下さい。

(3)小間内電気工事が完了した時点で「4)小間内電気工事、(13)の電気工事落成届の提出により、小間内電気工事業者立ち会いの上、逐時送電します。

(4)閉場後は毎日各小間のメインスイッチを切って下さい。

8) 保護装置

- (1)電源異常および事故による停電、または電圧降下のため実演出品物を損傷した場合、事務局はその責任を負いませんので、出品者は実演にあたり事故防止のための十分な保護装置を施して下さい。
- (2)幹線設備の漏電遮断は、幹線回路40k負荷回路につき約200mAの漏洩電流で遮断します。詳細については幹線工事業者と事前に打合せをして下さい。
- (3)映像機器等を設置する場合は、漏電および電源ノイズの対策として、絶縁トランスを使用する方法もありますので、ご考慮下さい。

7-2

給排水

1) 給水使用申込

自社の出品小間に給水設備を希望する場合は、2007年(平成19年)9月6日(木)までに、所定の「給水使用申込」(Webオンラインページ)より申込みを行うとともに、「給水使用位置図」を事務局に2部提出して下さい。

2) 基本設備

事務局では出品者の申込みにより、基本設備(給水取出口・量水器)を、小間付近のピット内に設置します。但し、イベントホールには給排水設備がないため使用できません。

3) 工事費と使用料

(1)小間付近までの基本設備(給水取出口・量水器)工事費は下記の通りとし、会期終了後に別途請求書を発行しますので期日までに納入して下さい。

| 引込配水管サイズ | 同時使用可能水栓口数 | 負担金(消費税5%込) |
|----------|------------|-------------|
| φ 13mm | 2口 | 63,000円 |
| φ 20mm | 3口 | 94,500円 |
| φ 25mm | 4口 | 126,000円 |

※上記を超えるサイズを必要とする場合は別途決定します。

(2)給排水(上下水道)使用料は、1mlにつき830円(消費税込)とし、会期終了後量水器に基づき別途請求します。(料金は千葉市条例で改訂される場合があります)

4) 出品者の給排水工事の施工

- (1)事務局が施設する給水取出口から先の小間内給排水設備は、出品者の負担で施工して下さい。
- (2)排水の方法は、小間付近の機械ピットのスチール蓋部分から機械ピット内に排水して下さい。従って、配管は機械ピット内の架台下部分まで敷設して下さい。但し、臭気等を生じる排水については機械ピット内受口まで配管して下さい。
- (3)多量の水及び水圧を要する場合は、事前に事務局に届出るとともに自己の負担で加圧装置を設けて下さい。

5) 保護装置

断水または水圧低下等の事故により障害のおそれがある場合は、あらかじめ保護装置を設けて下さい。事務局では、このことによる一切の責任を負いません。

6) 原状回復

出品者が施工した給排水設備は、会期終了後すみやかに自己の責任で原状回復を行って下さい。

7-3

臨時通信設備

事務局では出品者の申込みにより、会期中およびその前後の指定期間中、出品小間内に一般電話(アナログ回線)及びISDN回線(64Kbps)、高速光通信回線(Bフレッツ)を臨時に架設します。

1) 使用申込

自社の出品小間内に臨時通信設備を希望する場合は、2007年(平成19年)9月6日(木)までに、所定の「臨時通信設備使用申込」(Webオンラインページ)より申込みを行うとともに、「臨時通信設備設置位置図」を事務局に2部提出して下さい。

2) 使用期間

出品者の臨時通信設備使用期間は次の通りとします。
2007年(平成19年)10月20日(土)~11月13日(火)正午(25日間)
なお、設置台及び接続機器の準備は10月20日(土)までに完了して下さい。

3) 工事費と使用料

通信設備は、1台につき一般電話77,700円、ISDN回線105,000円、高速光通信回線(Bフレッツ)126,000円(全て消費税込)とし、会期終了後に別途請求書を発行しますので期日までに納入して下さい。この使用料は、基本料、電話器等、日額使用料、工事費、度数料を含めたものとします。但し、国際電話通話料、臨時通信設備使用料より超過した度数料および電話器の破損または紛失等の場合は、会期終了後別途請求します。

4) 電話器の受け渡し及び返却

- (1)電話器等は、使用開始日の10月20日(土)に申込者の小間内に架設することによって引き渡しとします。
- (2)電話器等は各ホール事務局に返却して下さい。
- (3)電話器等の盗難、紛失、破損等は申込者の責任となりますので、保管には充分注意して下さい。

7-4 アンテナ

1) 使用申込

自社の出品小間内に信号供給を希望する場合は、2007年(平成19年)9月6日(木)までに所定の「アンテナ使用申込」(Webオンラインページ)より申込みを行うとともに、「アンテナ使用位置図」を事務局に2部提出して下さい。

2) 信号供給

(1)事務局では出品者の申込みにより、会期中およびその前後の指定期間中、出品小間内にFM・VHF・UHF、地上デジタル放送及び衛星(BS)信号を供給します。

(2)小間内には5C2Vケーブル(RF)で供給し、端末利得は75dB以上となります。

3) 使用期間

出品者への信号供給期間は次の通りとします。

2007年(平成19年)10月20日(土)～11月13日(火)正午(25日間)

4) 工事費

小間内までの設備費は下記の通りとし、会期終了後に別途請求書を発行しますので期日までに納入して下さい。

| 信号種類 | 工事費(消費税5%込) |
|------------|-------------|
| FM・VHF・UHF | 73,500円 |
| 地上デジタル放送 | 105,000円 |
| 衛星放送(1波) | 157,500円 |

7-5 出品者用控室

出品者控室を希望により有料で貸出します。

詳細については出品者ニュースにて案内しますが、全出品者に用意できないため、出品者の使用条件があります。

7-6 会議室

幕張メッセ国際会議場の一部を希望により有料で貸出します。

利用料金、利用期間等詳細については、出品者ニュースにて案内します。

8. 小間の運営・演出

8-1

実演・演出

1) 出品物の実演

出品者は、出品物のより深い理解を得るため、小間内で実演をすることができます。実演によって発生する恐れのある人体または財貨の損傷、火災及び通行の障害等の危険防止については万全の措置を講じて下さい。

- (1) ターンテーブル等を設置する場合は、衣服や手足、指などの巻き込み等が発生しないよう計画して下さい。また、混雑時は一時運転を停止するなど事故防止の運営に努めて下さい。
- (2) 照明機器等の発熱による火傷の防止対策を講じて下さい。
- (3) 特に強度の音響、光線、熱気、煙、塵埃（じんあい）、ガス、臭気、振動等が発生することが予想される場合は、あらかじめ予防措置を講じ、他に迷惑を及ぼさないよう適宜処置をとって下さい。
- (4) 展示ホール内では、エンジンを始動することはできません。
- (5) 触れさせる出品車両は警報器が鳴らない措置を講じて下さい。
- (6) 展示ホールには消防設備として光電式分離型煙感知器が設置してあるため、障害となるスモークマシン等の発煙を伴う実演は禁止します。
- (7) 事務局は、会場の保全、秩序の維持、公衆の安全、他の出品者の影響等で支障があると認められた実演については、出品者に対し必要な対策を要求し、実演の制限または中止を命じます。

2) 展示演出

展示演出を行う場合は、下記を条件とします。

- (1) 出品物に対する理解をより深めるための企画内容であり、かつ自社小間内で完結する企画として下さい。
- (2) 来場者の安全には十分配慮し、隣接小間に音、光、ドライアイスによる発煙などで迷惑をかけ、また雑踏（共通通路の通行障害を含む）により来場者に著しい混乱が生じる恐れのないようにして下さい。
- (3) 原則として会期中を通して行われる企画として下さい。
但し、不測の事態が発生した場合は、事務局より、企画の変更または中止を命じる場合があります。
(禁止例：コンテスト、ゲーム、クイズ、サイン会、抽選会又は、タレントを入れたラジオ・テレビ中継(土日祝)等)

8-2

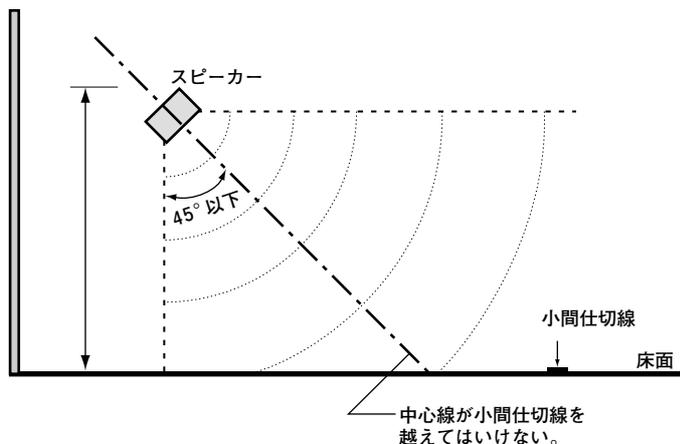
音響設備の運用

音響設備の使用にあたっては、騒音を抑制し快適なショー環境を実現するため、過度の音量を発しないよう、規程に従って自主管理し、隣接出品者に迷惑を掛けないように計画して下さい。

技術説明及び映写等の音量によるホール内全体の騒音対策として、小間内で使用する音響設備の運用については、下記の通り制限します。

1) スピーカーの取付位置

- (1) 乗用車・商用車・二輪車・車体部門
4.5m以下。(天井吊下げ施工の場合を除く)
- (2) 部品・機械器具部門
2.7m以下。但し、小間仕切線より50cmセットバックした範囲は4.0m以下とします。
- (3) 取付角度はスピーカーの中心軸が垂直下向きから45°以内とし、且つ自社の小間仕切線を越えないこととします。



2) 音量の制限

- (1) 音量は最高77dB (A) 以下として下さい。
- (2) 音響設備を使った演出については、出品者相互で隣接社との時間調整を行って下さい。
- (3) プレスブリーフィング実施中は同一ホール内での音出しを全面禁止とし、例外的にブリーフィング実施社のみが、音出し可能とします。
- (4) 会期中の閉場時刻より30分間は、来場者の速やかな退場を促すため、音響装置の使用・リハーサル等を禁止します。但し、終礼等の目的でマイクを使用する場合を除きます。

3) 音量測定

事務局では、下記により巡回測定を実施します。

(1)測定場所

- ①乗用車・商用車・二輪車・車体部門は小間仕切線上で測定します。
- ②部品・機械器具部門は共通通路中央で測定します。

(2)測定は原則として高さ1.5mの位置で測定します。また、音源の特定をするため、必要に応じレーザーポインターを使用します。

(3)測定器はJIS C1503またはC1502に準拠する騒音計を使用し、ピークでの測定値を基準とします。

4) ワイヤレスマイクの使用

ワイヤレスマイクロフォンを使用する場合は、「ワイヤレスマイク使用届」(Webオンラインページ)により使用する周波数を事務局へ届出てください。但し、利用状況によっては、出品者間に限らず、幕張メッセ会場周辺の一般通信機器と混信する恐れがあることを前提に、出品者の責任で使用して下さい。

混信があっても事務局では一切責任を負えません。なお、A型ワイヤレスマイクについては、特定ラジオマイク利用者連盟により、周波数の事前調整が実施されます。

5) 音量規程違反出品者への対応

音量測定により音量超過が認められた出品者に対しては、改善勧告を行い、出品者はこれに従わなければなりません。改善されない出品者に対しては下記の罰則を適用します。

なお、音量制限内であっても来場者を驚かすような不快な音により、他の出品者から苦情があった場合も同様の扱いとします。

(1)事務局より文書にて改善勧告を行います。

(2)上記の改善勧告の回数により下記期間、全ての拡声装置の使用中止を命じます。

出品者はこれに従わなければなりません。

①改善勧告が通算で3回目となった場合：翌開催日の午前中

②上記①の処分が3回目となった場合：翌開催日から会期終了までの全時間

6) 運用責任者の常駐

音響機器の運用責任者は小間内に常駐し、規程に従い音響設備が運用されるよう常時管理して下さい。

8-3

小間内勤務者

1) タレント、プロドライバー、ライダーを説明員とする場合は、会期中を通して同一人であることとします。特定の日に限定することはできません。

2) フロア勤務者は来場者に混乱を与えないために役割名を明記したプレートを着用して下さい。

(例) ①営業相談員

②技術相談員

③案内係

④通訳 (INTERPRETER)

⑤運営担当者

⑥広報担当員

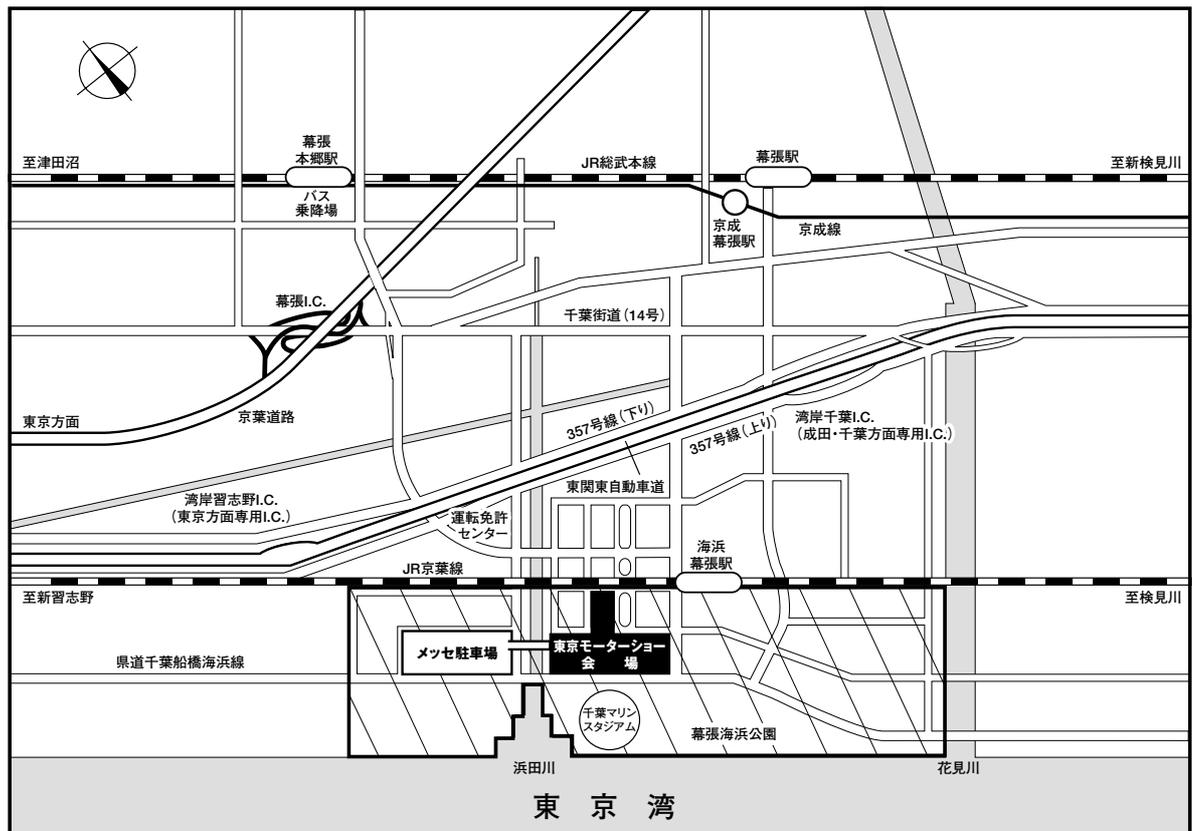
出品者間の過当宣伝競争を避けるため、下記のとおり会期中の宣伝行為を制限します。但し、年間契約等による通常の宣伝活動並びに別途事務局から案内するスポンサーシッププログラム及びアドボード（有償）については対象外とします。

1) 制限期間 2007年(平成19年)10月24日(水)～11月11日(日)

2) 制限内容

- (1) 試乗会等の催物。
- (2) 売店等の出店及び物品の配布。
- (3) アドバルーン、旗、のぼり等の掲揚。
- (4) 野立看板、ポスター等の掲示。
- (5) パンフレット、チラシ等、およびその他の広報宣伝活動。

3) 制限場所 下図の斜線区域内



1) 調査・アンケート実施届

小間内で行う調査・アンケートについては自由とします。但し、小間外での実施を希望する場合は、2007年(平成19年)9月6日(木)までに所定の「調査・アンケート実施届」(Webオンラインページ)より届出を行うとともに、実施概要(調査目的、希望の日時・場所、調査員数、予定サンプル回収数、アンケート用紙/様式任意)を事務局に届出し、その承認を得てください。

2) 調査・アンケートの制限

- (1) 場 所: 事務局が指定する場所(会場内の入場ゲート及び休憩ゾーン付近)とします。
- (2) 調 査 員: 多数の調査員を動員したデモンストレーションの実施は認めません。また、服装は私服とし、事務局指定の腕章を着用してください。
- (3) 内 容: 自社商品等に関する調査を主体とし、他社を誹謗するような項目は認めません。
- (4) 実施方法: カウンター、机、椅子、テント、サイン等の施設及び拡声装置等を用いての宣伝行為は禁止します。

3) 調査・アンケートに対する謝礼

小間内外の実施とも謝礼をする場合は、「8-6物品の配布」を準用してください。

8-6 物品の配布

一般来場者には、カタログ・パンフレット（CD-ROM等を含む）以外は配布禁止とします。但し、アンケート調査の謝礼として記念品等を配布する場合は、一人当たり最高で市価500円以内の物品としますが、手提袋（プレスデー除く）、風船等は一切配布禁止とします。

8-7 飲食サービス

1) 飲食サービスの制限

- (1) 飲食サービスを実施する場合は、自社の小間内で完結して下さい。
- (2) プレス或いは商談などを目的としたお客様向けとし、不特定多数の一般来場者への提供は禁止します。

2) 食品取扱届について

- (1) 幕張メッセに於いて、食品の取扱いを行う場合は、千葉市保健所に「食品取扱届」の届出をし、届出書類の写しを事務局にも提出して下さい。
※食品取扱届はWebオンラインページに掲載の予定。
※食品の取扱い状況等により、「食品営業許可申請書」の申請が必要になる場合があります。(FAX・郵送不可)
- (2) 食品の取扱いを行う場合、作業場内に手洗い設備、洗浄設備、冷蔵(凍)設備等の設置が必要になる場合があります。
- (3) 食品取扱い上の留意事項
 - ① 原材料受入れ及び下処理段階における衛生管理を徹底して下さい。
 - ② 加熱調理食品については、中心部まで十分加熱し、食品毒菌を死滅させて下さい。
 - ③ 加熱調理後の食品及び非加熱調理食品の二次汚染防止を徹底して下さい。
 - ④ 菌の増殖を防ぐため、原材料及び調理後の食品の温度管理を徹底して下さい。
- (4) 届出先
千葉市保健所 食品衛生課
〒261-8755 千葉市美浜区幸町1-3-9 千葉市総合保健医療センター 2F
電話(直通) 043(238)9934 FAX 043(238)9936
※問い合わせ、届出についてはすべて日本語での対応が必要となります。

9. 規程の違反、解釈の疑義

規程に違反した出品者及び同規程の解釈（和文規程優先）に疑義が生じた場合の対応は下記によるものとします。

- 1) 事務局が規程に違反または規程主旨にそぐわないと判断した場合は、出品者に改善の申し入れを行います。
- 2) 1)により改善がはかられない場合、または同規程の解釈に疑義が生じた場合には、事務局によりその対応を協議し、その最終判断に基づき当該出品者に改善を命じます。
なお、この協議による結論は最終決定とし、異議申し立てや損害賠償請求の申し立てをすることはできません。
- 3) 2)により改善の申し入れを受けた出品者は、改善内容及び改善日程等を文書で事務局に提出して下さい。
- 4) 2)により改善の申し入れを受けた出品者が改善を行わない場合は、この事実を公表すると共に当該出品者の次回東京モーターショーの出品を認めないことがあります。

<規程の変更>

事務局は必要と認められた場合、この規程の一部を変更することがあります。
変更された規程内容は、出品者ニュースまたはその他の方法で通知致します。

10. 備考

10-1 (社) 日本自動車工業会の概要 JAMA Profile

社団法人日本自動車工業会(略称:自工会)は、1967年に前身である自動車工業会と日本小型自動車工業会との合併により、乗用車、トラック、バス、二輪車など国内において自動車を生産するメーカーを会員として設立され、自動車メーカー14社によって構成されています。さらに、2002年5月には(社)自動車工業振興会、自動車産業経営者連盟との統合により、現在にいたっております。

自動車産業は、生産・販売・整備・輸送など広範な関連産業を持つ総合産業であり、直接・間接に従事する就業人口は我が国の全就業人口の約1割、製造品出荷額は全製造業の製造品出荷額の約16%、機械工業の約3割を占めるなど、日本の経済を支える基幹産業のひとつとして重要な地位を占めています。さらに、近年自動車産業のグローバル化が加速する中、世界各国の社会・経済の発展にも大きく貢献しています。

自工会は、我が国の自動車産業の健全な発展を図り、もって経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的に活動しております。自動車産業の動向が与える影響がますます大きくなりつつある今日、従来にも増して当会の役割と使命を自覚し「環境」や「安全」への取り組みをはじめ、よりよいクルマ社会の実現、さらには国際ビジネス環境の整備などに積極的に取り組んでまいります。



Established in 1967, the Japan Automobile Manufacturers Association, Inc. (JAMA) is a nonprofit industry association currently comprised of 14 manufacturers of passenger cars, trucks, buses and motorcycles in Japan. Its organization today is the result of the merger of the Japan Motor Industrial Federation (JMIF) and the Japan Automobile Industry Employers' Association (JAIEA) with JAMA in May, 2002.

Automobile manufacturing is an integrated industry, encompassing production, sales, maintenance and repair, and transport, and one which involves a great number of allied industries. Directly or indirectly, some 10 percent of Japan's working population is involved in automobile-related work; automobile production accounts for 16 percent of the value of all manufactured goods shipped from the country and for 30 percent of the value of the machinery industries' combined shipments. Automobile manufacturing thus occupies a vital position as one of the core industries of the Japanese economy. Furthermore, as the globalization of automobile manufacturing accelerates in recent years, it contributes significantly to the social and economic development of nations around the world.

JAMA works to support the sound development of Japan's automobile industry and to contribute to economic and social welfare. As directions in auto manufacturing increasingly influence the world we live in, it takes its role and mission even more seriously—to create a better automobile society while making commitments to the environment and safety. It also seeks to actively improve the international business environment.

- 名 称** 社団法人 日本自動車工業会(略称:自工会)
 Japan Automobile Manufacturers Association, Inc.(略称:JAMA)
- 所 在 地** 〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館
 海外事務所:北米事務所(ワシントン)、欧州事務所(ブラッセル)、アジア事務所(シンガポール)、北京事務所
- 設 立** 1967年(昭和42年)4月3日
- 目 的** 本会は、我が国の自動車工業の健全な発達を図り、もって経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。
- 事 業** (1)自動車の生産、流通、貿易及び消費に関する調査
 (2)自動車の生産の合理化、生産技術の開発向上に関する施策の樹立及びその推進
 (3)自動車の貿易及び国際交流に関する施策の樹立及びその推進
 (4)前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業(定款より)
- 役員構成** 会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事
- 会 長** 張 富士夫
- 会 員** いすゞ自動車株式会社、川崎重工業株式会社、スズキ株式会社、ダイハツ工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、日産ディーゼル工業株式会社、日野自動車株式会社、富士重工業株式会社、本田技研工業株式会社、マツダ株式会社、三菱自動車工業株式会社、三菱ふそうトラック・バス株式会社、ヤマハ発動機株式会社(社名50音順)
- 会 友** 日本ゼネラルモーターズ株式会社
- 委 員 会**
 - 常任委員会
 - 一般委員会…技術管理委員会、安全・環境技術委員会、環境委員会、交通委員会、流通委員会、税制委員会、調達委員会、国際委員会、電子情報委員会、労務委員会
 - 車種別委員会…軽自動車特別委員会、二輪車特別委員会、大型車特別委員会
 - モーターショー特別委員会
- 事 務 局** 事務局長
 総務統括部、総務統括部労務室、総務統括部広報室
 交通統括部、交通統括部モーターショー室
 業務統括部、技術統括部、環境統括部、国際統括部



| | |
|---|---|
| <p>Name: Japan Automobile Manufacturers Association, Inc. (JAMA)</p> <p>Address: Jidosha Kaikan, 1-30, Shiba Daimon 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-0012 Japan</p> <p>Overseas Offices: North American Office, Washington, D.C., U.S.A. European Office, Brussels, Belgium Singapore Representative Office Beijing Office, People's Republic of China</p> <p>Established: April 3, 1967</p> <p>Objectives: To promote the sound development of the Japanese automobile industry and contribute to economic and social welfare.</p> <p>Activities:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Conducts studies and surveys related to automobile production, distribution, trade and use. ● Assists in the rationalization of automobile production, and helps establish policy for the development, improvement and promotion of production technology. ● Establishes and promotes policies related to automobile trade and international exchange. ● Carries out other activities involved in meeting its organizational objectives. <p>Member Companies (14 in total):</p> <ul style="list-style-type: none"> Daihatsu Motor Co., Ltd. Fuji Heavy Industries Ltd. Hino Motors, Ltd. Honda Motor Co., Ltd. Isuzu Motors Limited Kawasaki Heavy Industries, Ltd. Mazda Motor Corporation Mitsubishi Fuso Truck & Bus Corporation Mitsubishi Motors Corporation Nissan Diesel Motor Co., Ltd. Nissan Motor Co., Ltd. Suzuki Motor Corporation Toyota Motor Corporation Yamaha Motor Co., Ltd. <p>Former Member & Friend of JAMA:</p> <ul style="list-style-type: none"> General Motors Japan, Ltd. | <p>[JAMA Organization]</p> <p>Senior Officers: Chairman, Vice Chairmen, President, Executive Vice President, Directors and Auditors</p> <p>Current Chairman: Fujio CHO</p> <p>General Assembly Board of Directors Executive Committee</p> <p>General Committees:</p> <ul style="list-style-type: none"> Technical Administration Committee Safety & Environmental Technology Committee Environment Committee Traffic Affairs Committee Distribution Committee Taxation Committee Purchasing Committee International Affairs Committee Electronic Information Exchange Committee Human Resources Committee <p>Special Vehicle Committees:</p> <ul style="list-style-type: none"> Mini-Vehicle Committee Motorcycle Committee Heavy Vehicle Committee <p>Tokyo Motor Show Committee</p> <p>[Administration]</p> <p>President Executive Director Secretary General</p> <p>Sections:</p> <ul style="list-style-type: none"> General Affairs Department Human Resources Office, Public Relations Office Traffic Affairs Department Tokyo Motor Show Office Business Affairs Department Technical Department Environment Department International Department |
|---|---|

| 回数 | 西暦 | 会 期 | | | 期間 (日) | 会 場 | 入 場 料 税込 (円) | 会場内 面積 (m) | 展示小 間面積 (m) | 出 品 会社数 (社) | 出 品 車両数 (台) | 入場者数 (人) |
|----|------|-----|----|-------------|-----------|-----|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| | | 元号 | 年 | 月 日 | | | | | | | | |
| 1 | 1954 | 昭和 | 29 | 4.20~4.29 | 10 | 日比谷 | 無 料 | 14,999 | 4,389 | 254 | 267 | 547,000 |
| 2 | 1955 | " | 30 | 5.07~5.18 | 12 | " | 無 料 | 14,999 | 4,689 | 232 | 191 | 784,800 |
| 3 | 1956 | " | 31 | 4.20~4.29 | 10 | " | 4/20~22=20、以降無料 | 14,999 | 5,405 | 267 | 247 | 598,300 |
| 4 | 1957 | " | 32 | 5.09~5.19 | 11 | " | 20 | 14,999 | 6,049 | 278 | 268 | 527,200 |
| 5 | 1958 | " | 33 | 10.10~10.20 | 11 | 後楽園 | 30 | 28,050 | 6,094 | 302 | 256 | 519,400 |
| 6 | 1959 | " | 34 | 10.24~11.04 | 12 | 晴海 | 50 | 44,653 | 8,996 | 303 | 317 | 653,000 |
| 7 | 1960 | " | 35 | 10.25~11.07 | 14 | " | 50 | 44,653 | 11,025 | 294 | 358 | 812,400 |
| 8 | 1961 | " | 36 | 10.25~11.07 | 14 | " | 100 | 79,236 | 13,470 | 303 | 375 | 952,100 |
| 9 | 1962 | " | 37 | 10.25~11.07 | 14 | " | 100 | 107,710 | 21,209 | 284 | 410 | 1,049,100 |
| 10 | 1963 | " | 38 | 10.26~11.10 | 16 | " | 100 (プレミショー=500) | 141,756 | 28,921 | 287 | 441 | 1,216,900 |
| 11 | 1964 | " | 39 | 9.26~10.09 | 14 | " | 100 (プレミショー=500) | 137,002 | 34,889 | 274 | 598 | 1,161,000 |
| 12 | 1965 | " | 40 | 10.29~11.11 | 14 | " | 100 (プレミショー=500) | 136,002 | 36,800 | 243 | 642 | 1,465,800 |
| 13 | 1966 | " | 41 | 10.26~11.08 | 14 | " | 120 (チャリティショー=500) | 148,433 | 39,089 | 245 | 732 | 1,502,300 |
| 14 | 1967 | " | 42 | 10.26~11.08 | 14 | " | 200 (チャリティショー=500) | 125,086 | 35,732 | 235 | 655 | 1,402,500 |
| 15 | 1968 | " | 43 | 10.26~11.11 | 17 | " | 200 (チャリティショー=500) | 139,356 | 39,819 | 246 | 723 | 1,511,600 |
| 16 | 1969 | " | 44 | 10.24~11.06 | 14 | " | 200 (チャリティショー=500) | 128,693 | 38,552 | 256 | 722 | 1,523,500 |
| 17 | 1970 | " | 45 | 10.30~11.12 | 14 | " | 250 (チャリティショー=600) | 134,967 | 41,298 | 274 | 792 | 1,452,900 |
| 18 | 1971 | " | 46 | 10.29~11.11 | 14 | " | 250 (チャリティショー=600) | 122,247 | 33,550 | 267 | 755 | 1,351,500 |
| 19 | 1972 | " | 47 | 10.23~11.05 | 14 | " | 250 (チャリティショー=600) | 108,103 | 26,395 | 218 | 559 | 1,261,400 |
| 20 | 1973 | " | 48 | 10.30~11.12 | 14 | " | 300 | 115,720 | 34,232 | 215 | 690 | 1,223,000 |
| 21 | 1975 | " | 50 | 10.31~11.10 | 11 | " | 500 | 108,074 | 28,381 | 165 | 626 | 981,400 |
| 22 | 1977 | " | 52 | 10.28~11.07 | 11 | " | 600 | 117,500 | 30,633 | 203 | 704 | 992,100 |
| 23 | 1979 | " | 54 | 11.01~11.12 | 12 | " | 700 | 117,500 | 34,969 | 184 | 800 | 1,003,100 |
| 24 | 1981 | " | 56 | 10.30~11.10 | 12 | " | 800 | 114,700 | 34,332 | 209 | 849 | 1,114,200 |
| 25 | 1983 | " | 58 | 10.28~11.08 | 12 | " | 800 | 111,650 | 35,130 | 224 | 945 | 1,200,400 |
| 26 | 1985 | " | 60 | 10.31~11.11 | 12 | " | 900 | 114,780 | 40,734 | 262 | 1,032 | 1,291,500 |
| 27 | 1987 | " | 62 | 10.29~11.09 | 12 | " | 900 | 112,800 | 38,662 | 280 | 960 | 1,297,200 |
| 28 | 1989 | 平成 | 1 | 10.26~11.06 | 12 | 幕張 | 1000 | 173,820 | 41,844 | 338 | 818 | 1,924,200 |
| 29 | 1991 | " | 3 | 10.25~11.08 | 15 | " | 1200 | 210,300 | 45,635 | 336 | 783 | 2,018,500 |
| 30 | 1993 | " | 5 | 10.22~11.05 | 15 | " | 1200 | 211,300 | 46,924 | 357 | 770 | 1,810,600 |
| 31 | 1995 | " | 7 | 10.27~11.08 | 13 | " | 1200 | 211,300 | 47,941 | 361 | 787 | 1,523,300 |
| 32 | 1997 | " | 9 | 10.24~11.05 | 13 | " | 1200 | 211,300 | 48,693 | 337 | 771 | 1,515,400 |
| 33 | 1999 | " | 11 | 10.22~11.03 | 13 | " | 1200 (乗用車・二輪車) | 211,300 | 45,394 | 294 | 757 | 1,386,400 |
| 34 | 2000 | " | 12 | 10.31~11.04 | 5 | " | 1000 (商用車) | 133,000 | 24,822 | 133 | 248 | 177,900 |
| 35 | 2001 | " | 13 | 10.26~11.07 | 13 | " | 1200 (乗用車・二輪車) | 211,300 | 42,119 | 281 | 709 | 1,276,900 |
| 36 | 2002 | " | 14 | 10.29~11.03 | 6 | " | 1000 (商用車) | 133,000 | 24,837 | 110 | 224 | 211,100 |
| 37 | 2003 | " | 15 | 10.24~11.05 | 13 | " | 1200 (乗用車・二輪車) | 211,300 | 41,559 | 268 | 612 | 1,420,400 |
| 38 | 2004 | " | 16 | 11.12~11.07 | 6 | " | 1000 (商用車) | 133,000 | 24,465 | 113 | 206 | 248,600 |
| 39 | 2005 | " | 17 | 10.21~11.06 | 17 | " | 1200 (乗用車・二輪車) | 211,300 | 40,184 | 239 | 571 | 1,512,100 |

(注) 1 出品台数は4・3・2輪車の合計(部品、機械工具、関連商品、特別出品の出品点数は含まない。)

2 '74、'76、'78、'80、'82、'84、'86、'88、'90、'92、'94、'96、'98年は休催

| No. | Year | Date | Days | Venue | Admission fees yen (incl. tax) | Site area (m) | Area for Exhibits (m) | Number of | | |
|-----|------|---------------|------|----------|-----------------------------------|---------------------|-----------------------------|------------|----------|-----------|
| | | | | | | | | Exhibitors | Vehicles | Visitors |
| 1 | 1954 | 4.20 ~ 4.29 | 10 | Hibiya | Free | 14,999 | 4,389 | 254 | 267 | 547,000 |
| 2 | 1955 | 5.07 ~ 5.18 | 12 | " | Free | 14,999 | 4,689 | 232 | 191 | 784,800 |
| 3 | 1956 | 4.20 ~ 4.29 | 10 | " | Free after Apr. 22 | 14,999 | 5,405 | 267 | 247 | 598,300 |
| 4 | 1957 | 5.09 ~ 5.19 | 11 | " | 20 | 14,999 | 6,049 | 278 | 268 | 527,200 |
| 5 | 1958 | 10.10 ~ 10.20 | 11 | Korakuen | 30 | 28,050 | 6,094 | 302 | 256 | 519,400 |
| 6 | 1959 | 10.24 ~ 11.04 | 12 | Harumi | 50 | 44,653 | 8,996 | 303 | 317 | 653,000 |
| 7 | 1960 | 10.25 ~ 11.07 | 14 | " | 50 | 44,653 | 11,025 | 294 | 358 | 812,400 |
| 8 | 1961 | 10.25 ~ 11.07 | 14 | " | 100 | 79,236 | 13,470 | 303 | 375 | 952,100 |
| 9 | 1962 | 10.25 ~ 11.07 | 14 | " | 100 | 107,710 | 21,209 | 284 | 410 | 1,049,100 |
| 10 | 1963 | 10.26 ~ 11.10 | 16 | " | 100 (premium 500) | 141,756 | 28,921 | 287 | 441 | 1,216,900 |
| 11 | 1964 | 9.26 ~ 10.09 | 14 | " | 100 (premium 500) | 137,002 | 34,889 | 274 | 598 | 1,161,000 |
| 12 | 1965 | 10.29 ~ 11.11 | 14 | " | 100 (premium 500) | 136,002 | 36,800 | 243 | 642 | 1,465,800 |
| 13 | 1966 | 10.26 ~ 11.08 | 14 | " | 120 (charity 500) | 148,433 | 39,089 | 245 | 732 | 1,502,300 |
| 14 | 1967 | 10.26 ~ 11.08 | 14 | " | 200 (charity 500) | 125,086 | 35,732 | 235 | 655 | 1,402,500 |
| 15 | 1968 | 10.26 ~ 11.11 | 17 | " | 200 (charity 500) | 139,356 | 39,819 | 246 | 723 | 1,511,600 |
| 16 | 1969 | 10.24 ~ 11.06 | 14 | " | 200 (charity 500) | 128,693 | 38,552 | 256 | 722 | 1,523,500 |
| 17 | 1970 | 10.30 ~ 11.12 | 14 | " | 250 (charity 600) | 134,967 | 41,298 | 274 | 792 | 1,452,900 |
| 18 | 1971 | 10.29 ~ 11.11 | 14 | " | 250 (charity 600) | 122,247 | 33,550 | 267 | 755 | 1,351,500 |
| 19 | 1972 | 10.23 ~ 11.05 | 14 | " | 250 (charity 600) | 108,103 | 26,395 | 218 | 559 | 1,261,400 |
| 20 | 1973 | 10.30 ~ 11.12 | 14 | " | 300 | 115,720 | 34,232 | 215 | 690 | 1,223,000 |
| 21 | 1975 | 10.31 ~ 11.10 | 11 | " | 500 | 108,074 | 28,381 | 165 | 626 | 981,400 |
| 22 | 1977 | 10.28 ~ 11.07 | 11 | " | 600 | 117,500 | 30,633 | 203 | 704 | 992,100 |
| 23 | 1979 | 11.01 ~ 11.12 | 12 | " | 700 | 117,500 | 34,969 | 184 | 800 | 1,003,100 |
| 24 | 1981 | 10.30 ~ 11.10 | 12 | " | 800 | 114,700 | 34,332 | 209 | 849 | 1,114,200 |
| 25 | 1983 | 10.28 ~ 11.08 | 12 | " | 800 | 111,650 | 35,130 | 224 | 945 | 1,200,400 |
| 26 | 1985 | 10.31 ~ 11.11 | 12 | " | 900 | 114,780 | 40,734 | 262 | 1,032 | 1,291,500 |
| 27 | 1987 | 10.29 ~ 11.09 | 12 | " | 900 | 112,800 | 38,662 | 280 | 960 | 1,297,200 |
| 28 | 1989 | 10.26 ~ 11.06 | 12 | Makuhari | 1000 | 173,820 | 41,844 | 338 | 818 | 1,924,200 |
| 29 | 1991 | 10.25 ~ 11.08 | 15 | " | 1200 | 210,300 | 45,635 | 336 | 783 | 2,018,500 |
| 30 | 1993 | 10.22 ~ 11.05 | 15 | " | 1200 | 211,300 | 46,924 | 357 | 770 | 1,810,600 |
| 31 | 1995 | 10.27 ~ 11.08 | 13 | " | 1200 | 211,300 | 47,941 | 361 | 787 | 1,523,300 |
| 32 | 1997 | 10.24 ~ 11.05 | 13 | " | 1200 | 211,300 | 48,693 | 337 | 771 | 1,515,400 |
| 33 | 1999 | 10.22 ~ 11.03 | 13 | " | 1200 (PC+Motorcycles) | 211,300 | 45,394 | 294 | 757 | 1,386,400 |
| 34 | 2000 | 10.31 ~ 11.04 | 5 | " | 1000 (CV) | 133,000 | 24,822 | 133 | 248 | 177,900 |
| 35 | 2001 | 10.26 ~ 11.07 | 13 | " | 1200 (PC+Motorcycles) | 211,300 | 42,119 | 281 | 709 | 1,276,900 |
| 36 | 2002 | 10.29 ~ 11.03 | 6 | " | 1000 (CV) | 133,000 | 24,837 | 110 | 224 | 211,100 |
| 37 | 2003 | 10.24 ~ 11.05 | 13 | " | 1200 (PC+Motorcycles) | 211,300 | 41,559 | 268 | 612 | 1,420,400 |
| 38 | 2004 | 11.12 ~ 11.07 | 6 | " | 1000 (CV) | 133,000 | 24,465 | 113 | 206 | 248,600 |
| 39 | 2005 | 10.21 ~ 11.06 | 17 | " | 1200 (PC+Motorcycles) | 211,300 | 40,184 | 239 | 571 | 1,512,100 |

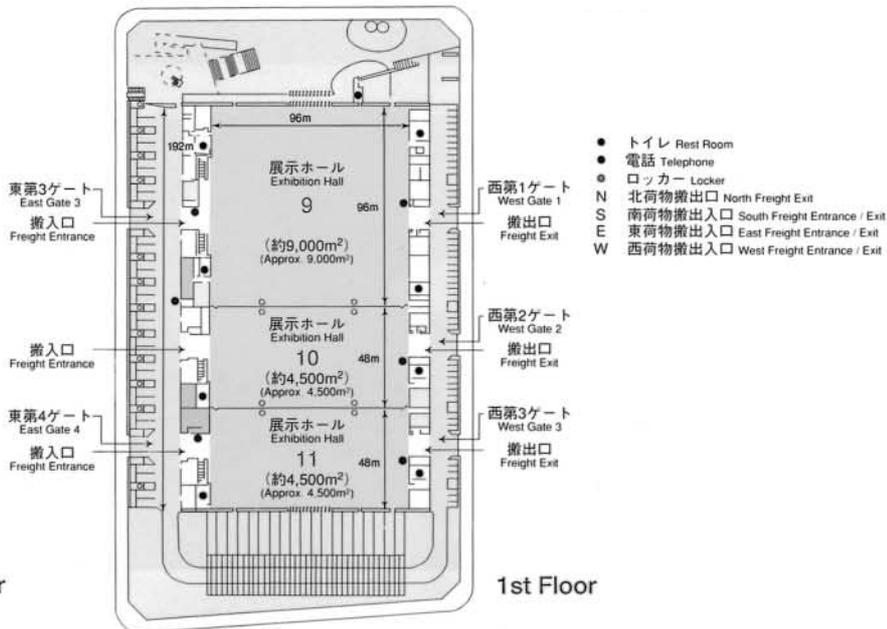
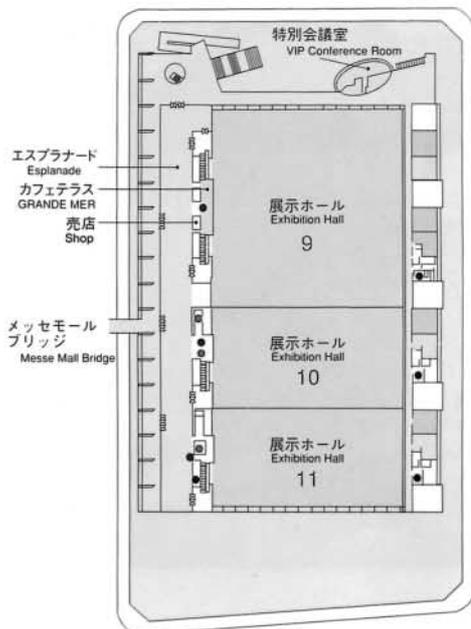
PC:Passenger cars

CV:Commercial Vehicles

Notes: - The number of vehicles is an accumulated number of 4, 3, and 2-wheelers, not including special exhibits

- Tokyo Motor Show was held every two years from 1973 to 1999.

施設レイアウト Layout of Facilities



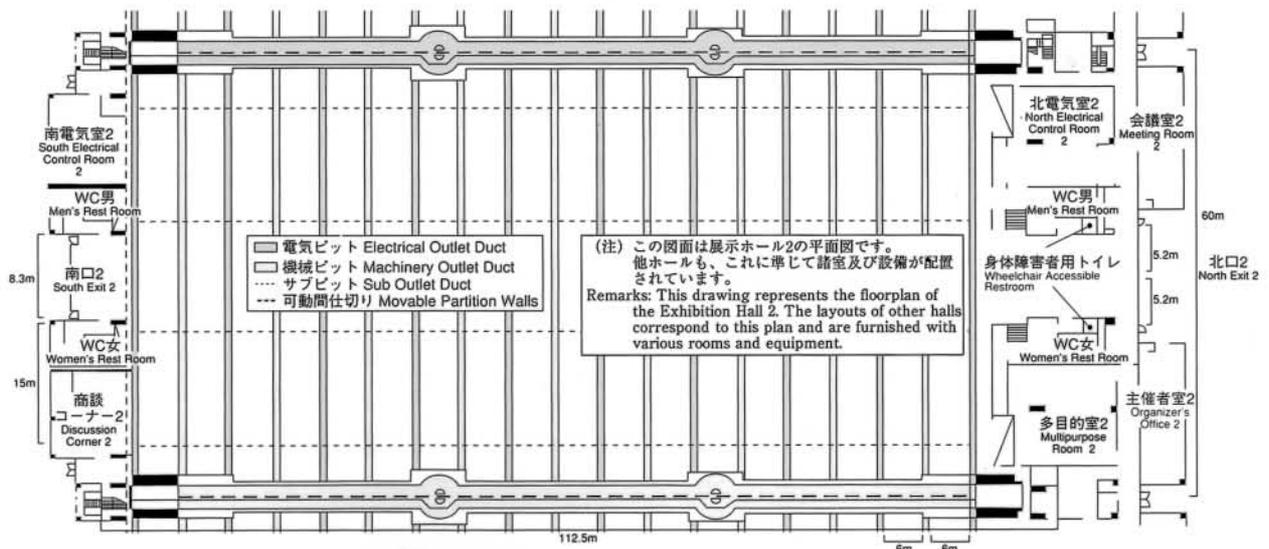
幕張メッセの概要 Outline of MAKUHARI MESSE

| | | |
|---|-----------------------|--|
| 施設敷地面積 Total Area of Site used for Facilities : | 217,780m ² | その他のスペース Others : |
| 駐車場面積 Parking Area : | 162,463m ² | 駐車場売店 Shop (parking area) |
| 普通車 約5,500台 大型車 約120台 | | 県産品販売コーナー「マリンショップ」(国際展示場1～8ホール2階) |
| 5,500 regular-sized vehicles and 120 large-sized vehicles | | “MARINE SHOP” (Chiba Prefectural Specialty Products) |
| 総延床面積 Total Floor Area : | 164,454m ² | International Exhibition Hall 1-8 2nd fl. |
| 総建築面積 Total Building Area : | 135,590m ² | |

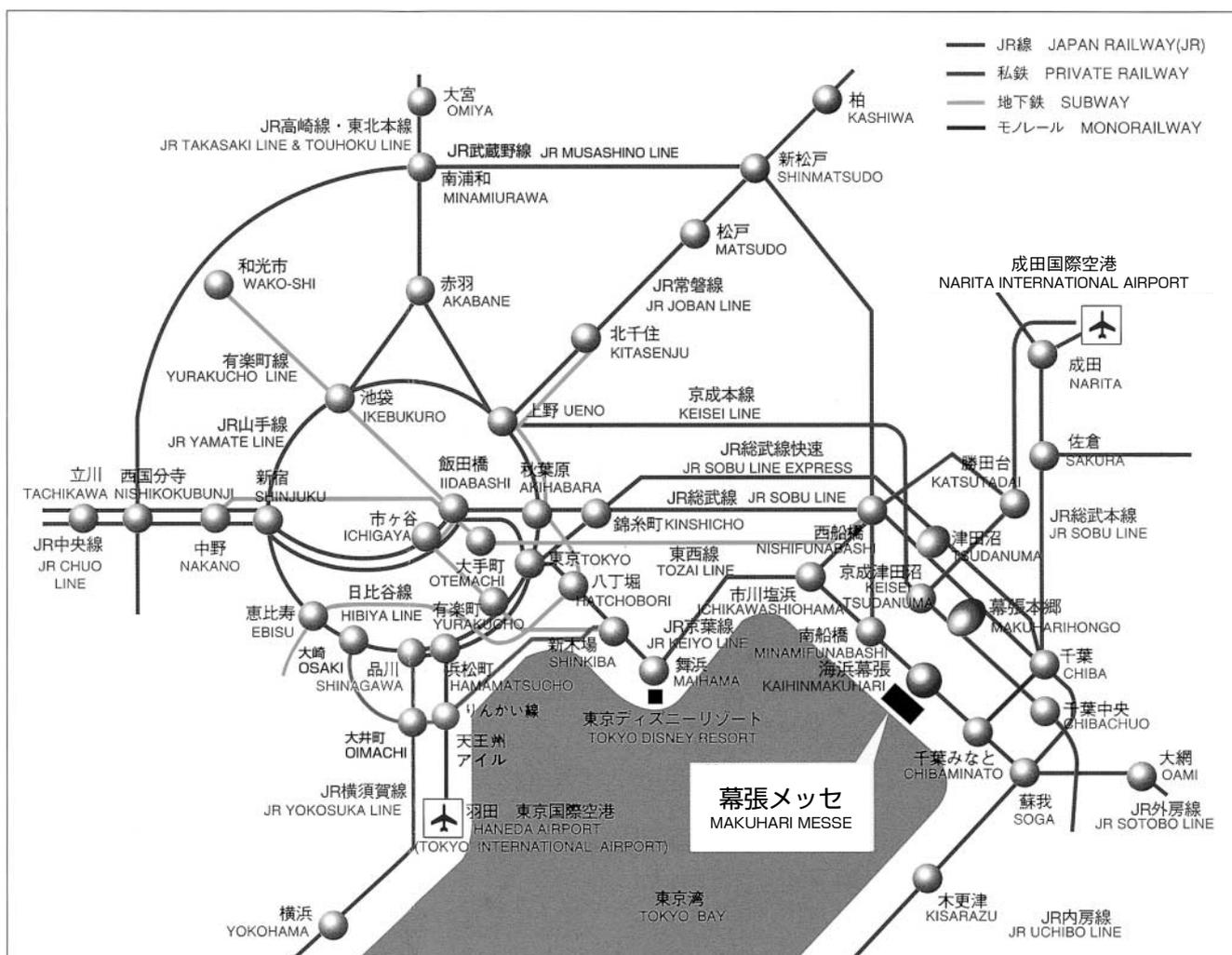
国際展示場施設概要 Outline of International Exhibition Hall

| | 1～8ホール halls | 9～11ホール halls |
|-----------------------------|--|--|
| 延床面積 Total Floor Area | 98,820m ² | 33,412m ² |
| 建築面積 Total Building Area | 88,815m ² | 30,572m ² |
| 天井高 Ceiling Height | 最高 highest 28m 最低 lowest 12m | 最高 highest 35m 最低 lowest 15m |
| 主要施設 Major Facilities | 展示面積 Exhibition Area 54,000m ² (6,750m ² ×8ホール halls) 制限床荷重 1m ² 当り Floor load per 1m ² 5t/√S (S=負荷を加える面積 S=loaded area) 主催者室 Organizer's Room 116m ² ×8室 rooms 多目的室 Multipurpose Rooms 181m ² ×8室 rooms 商談コーナー Discussion Corner 116m ² ×8室 rooms ラウンジ Lounge 62m ² ×8室 rooms 倉庫 Storage 5.7m ² ×8室 rooms 会議室 Meeting Rooms 116m ² ×3室 rooms 82m ² ×5室 rooms レストラン Restaurant CENTRAL CAFETERIA 256席 seats ラーメン まん福 (Noodle Shop) 売店 (2階2カ所) Shops (2nd floor 2) CDコーナー (中央エントランス) Cash dispenser (ATM) やすらぎのモール/いこいのモール YASURAGI Mall / IKOI Mall | 展示面積 Exhibition Area 18,000m ² 展示ホール9 Exhibition Hall 9 9,000m ² 制限床荷重 Floor Load 5t/m ² 展示ホール10・11 Exhibition Hall10・11 4,500m ² ・4,500m ² 制限床荷重 Floor Load 3t/m ² 主催者室 Organizer's Room 1F 3室 (3 Rooms) 多目的室 Multipurpose Room 1F 4室 (4 Rooms) 商談室 Conference Room 2F 5室 (5 Rooms) 会議室 Meeting Room 2F 3室 (3 Rooms) 特別会議室 VIP Conference Room 2F 1室 (1 Room) カフェテラス Cafe & Shop GRANDE MER 28席 (28 seats) |

展示ホール1階平面図 Layout of Exhibition Hall 2, 1st Floor



10-4 交通アクセス Access



●電車でご来場の場合

- ◆JR京葉線 海浜幕張駅より徒歩約5分
(東京駅から快速利用で約30分、蘇我駅から約13分)

●バスでご来場の場合

- ◆JR総武線/京成線 幕張本郷駅から路線バスで約15分
- ◆成田空港からリムジンバスで約30分
- ◆羽田空港からリムジンバスで約40分

●車でご来場の場合

- ◆湾岸習志野I.C. (東関東自動車道)、
または幕張I.C. (京葉道路) から約5分
※東京都心・羽田方面から約40分
- ◆湾岸千葉I.C. (東関東自動車道) から約5分
※成田方面から約30分

- | | | |
|-------------------|-----|---------|
| ①幕張メッセ駐車場 (有料) | 普通車 | 約5,500台 |
| | 大型車 | 約120台収容 |
| ②県営幕張地下第一駐車場 (有料) | 普通車 | 約500台収容 |

●By Train

5 minutes walk from Kaihimakuhari Station by using JR Keiyo Line
(28 minutes from Tokyo Station by limited express or 13 minutes from Soga Station)

●By Bus

- 15 minutes by local bus from Makuhari Hongo station (JR Sobu Line/Keisei Line)
- 30 minutes by limousine bus from Narita International Airport
- 40 minutes by limousine bus from Haneda Airport

●By Car

- Approx. 5 minutes from Wangan Narashino Interchange (Higashi-Kanto Expressway) or 5 minutes from Makuhari Interchange (Keiyo Toll Road)
*Approx. 40 minutes from downtown Tokyo and Haneda Airport
- Approx. 5 minutes from Wangan Chiba Interchange (Higashi-Kanto Expressway)
*Approx. 30 minutes from Narita International Airport

- | | |
|--|--|
| ①Makuhari Messe Parking Area (charge applies) | 5,500 spaces for cars 120 spaces for large vehicles (buses, etc.) |
| ②Messe Mall Underground Parking Lots (charge applies) | 500 spaces for cars |

幕張マップ MAKUHARI MAP



ホテル Hotel

- | | | |
|--|---|---|
| ① ホテル スプリングス幕張 Hotel Springs Makuhari | ② ホテル グリーンタワー幕張 Hotel Green Tower Makuhari | ③ ホテル フランクス Hotel Francs |
| ④ ホテル ザ・マンハッタン Hotel The Manhattan | ⑤ ホテル ニューオータニ幕張 Hotel New Otani Makuhari | ⑥ アパホテル&リゾート(東京ベイ幕張) APA HOTEL & RESORT (Tokyo-bay-makuhari) |

会場：千葉市・幕張メッセ
Location: Makuhari Messe, Chiba City



JR 海浜幕張駅
JR Kaihimmakuhari
Station

国際会議場
International
Conference Hall

東ホール
East Hall

中央ホール
Center Hall

西ホール
West Hall

イベントホール
Event Hall

北ホール
North Hall

幕張メッセ駐車場
Makuhari Messe
Parking Area